

---

四万十町南海トラフ地震応急期機能配置計画(案)

平成 28 年

四万十町

---

---

## 目 次

1. 応急期における機能配置計画とは.....	1
1.1 計画策定の必要性.....	1
1.2 関係計画・指針等.....	3
2. エリア分け.....	4
3. 機能配置結果.....	5
3.1 機能配置施設.....	5
3.2 機能配置図.....	6
3.3 配置を検討すべきその他の機能.....	10
(1) 災害ボランティアセンター.....	10
(2) ライフライン機関の資機材保管場所.....	10
(3) 保健活動拠点（応援保健師、医師の打合せ場所）.....	10
4. 被害想定結果の整理.....	11
4.1 被害想定結果の整理手法.....	11
4.2 四万十町の整理結果.....	11
5. 必要面積の算定.....	15
5.1 必要面積の算定手法.....	15
5.2 各機能の必要数量.....	16
(1) 応急救急機関の活動拠点.....	16
(2) 避難所.....	16
(3) 医療救護所.....	18
(4) 市町村物資集積所.....	19
(5) 遺体検案・安置所.....	21
(6) 仮埋葬候補地.....	22
(7) 応急仮設住宅建設用地.....	24
(8) 災害廃棄物仮置場.....	25
(9) まとめ.....	26
6. 農地利用の検討.....	27
7. 広域での調整.....	27
8. 施設リストの作成.....	27
巻末資料.....	28
・施設リスト(窪川エリア・大正エリア・十和エリア)	
・【通知】応急期機能配置計画の前提となる被害想定	
・南海トラフ地震応急期機能配置計画 策定手順書参考資料集	

---

# 1. 応急期における機能配置計画とは

## 1.1 計画策定の必要性

南海トラフ地震発災後、住民の命を守り、助かった命をつなぐためには、救助・救出や応急対策活動等の体制を早期に確立する必要がある。

そのためには、事前に、限られた人的資源、物的資源をどのように活用するかをとりまとめた、市町村 BCP（業務継続計画や応急対策活動計画）を作成し、その中で下記のような機能をどのように配置するのか決めておかなければならない。

表 1 災害発生時に必要となる機能

機能	機能の内容
応急救助機関の活動拠点	緊急消防援助隊、都道府県警広域緊急援助隊、自衛隊災害派遣部隊の各応援部隊が、広域の救助・救急・消火活動を行うため、車両や資機材等を留め置くとともに、活動要員が滞在するための拠点
避難所	自らの居住の場所を確保することが困難な被災した住民を一時的に滞在させるための施設
医療救護所	初期救急医療に相当する応急処置等を行うため、耐震性が確保されている建物（病院及び診療所を含む）や学校校舎の一部または運動場等に設置する仮設建物等に設置される機能
市町村物資集積所	被災地外から輸送された救援物資の配分・仕分けを行い、各避難所等に向けて発送する作業を行うための施設
遺体検案・安置所	検案所：警察、医師、歯科医師により検視、検案、身元確認のための試料採取を行う場所 安置所：検案の終了した遺体を安置する場所
仮埋葬候補地	火葬が間に合わなくなった場合に土葬する場所
ライフライン機関のベースキャンプ及び資機材置場	ライフライン復旧活動のため、各ライフライン機関の応援部隊が集合し、復旧資機材を集積しておく場所
応急仮設住宅建設用地	応急仮設住宅を建設するための用地
災害廃棄物仮置場	発災後、発生したがれきや廃棄物を一時的に集積しておく場所

本計画では、表 1 に示す機能について、図 1 に示すフロー図に沿って配置検討を行った。

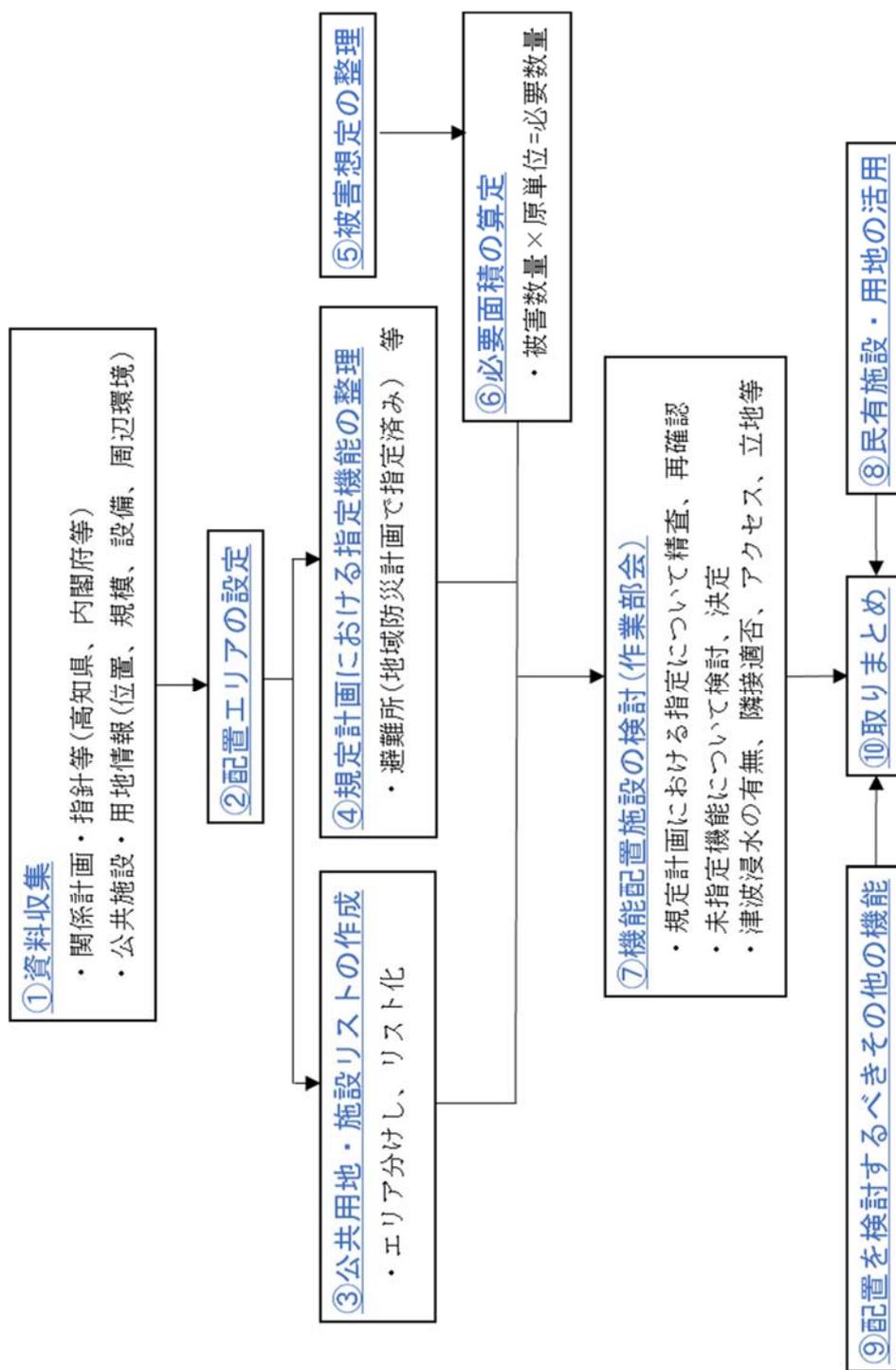


図 1 機能配置計画の策定フロー

## 1.2 関係計画・指針等

機能配置計画を策定するにあたって、収集する資料を表 2 に示す。

表 2 収集した資料一覧

計画・資料等	収集先	活用方法
【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定概要及び資料（平成 25 年 5 月）	高知県	被害想定結果の整理
高知県災害廃棄物処理計画（基本計画）（平成 25 年 11 月）	高知県	被害想定結果の整理
応急仮設住宅供給計画（平成 25 年 6 月）	高知県	被害想定結果の整理
平成 21 年度 地防第 1 号 災害時活動拠点調査委託業務 成果報告書	高知県	各機能の対象となる施設リストの作成
平成 22 年度 地防第 4 号 広域防災拠点基本計画策定委託業務	高知県	各機能の対象となる施設リストの作成
津波浸水予測（平成 24 年 12 月 高知県版第 2 弾）	高知県	各機能の対象となる施設リストの作成
土砂災害等危険箇所（平成 26 年 5 月）	高知県 HP	各機能の対象となる施設リストの作成
高知県広域火葬計画（平成 26 年 6 月）	高知県	各機能の対象となる施設リストの作成
高知県災害時医療救護計画（平成 27 年 3 月）	高知県	既定計画での指定施設の整理
四万十町地域防災計画	四万十町	既定計画での指定施設の整理
四万十町災害時医療救護計画（H27.2 月）	四万十町	既定計画での指定施設の整理
高知県道路啓開計画（暫定版）（平成 27 年 2 月 18 日）	高知県	市町村のエリア分け（孤立集落の把握）
避難所確保対策事業委託業務（平成 26 年）	高知県	被害想定整理
被害想定改訂版（平成 28 年 4 月）	高知県	被害想定整理

---

## 2. エリア分け

---

以下の条件を鑑み、旧町村単位に分割し機能配置計画を策定した。

- ・町全体の面積が広大であること。
- ・旧町村単位で役場本庁舎や地域振興局が設置されており、生活圏が概ね分割されていること。

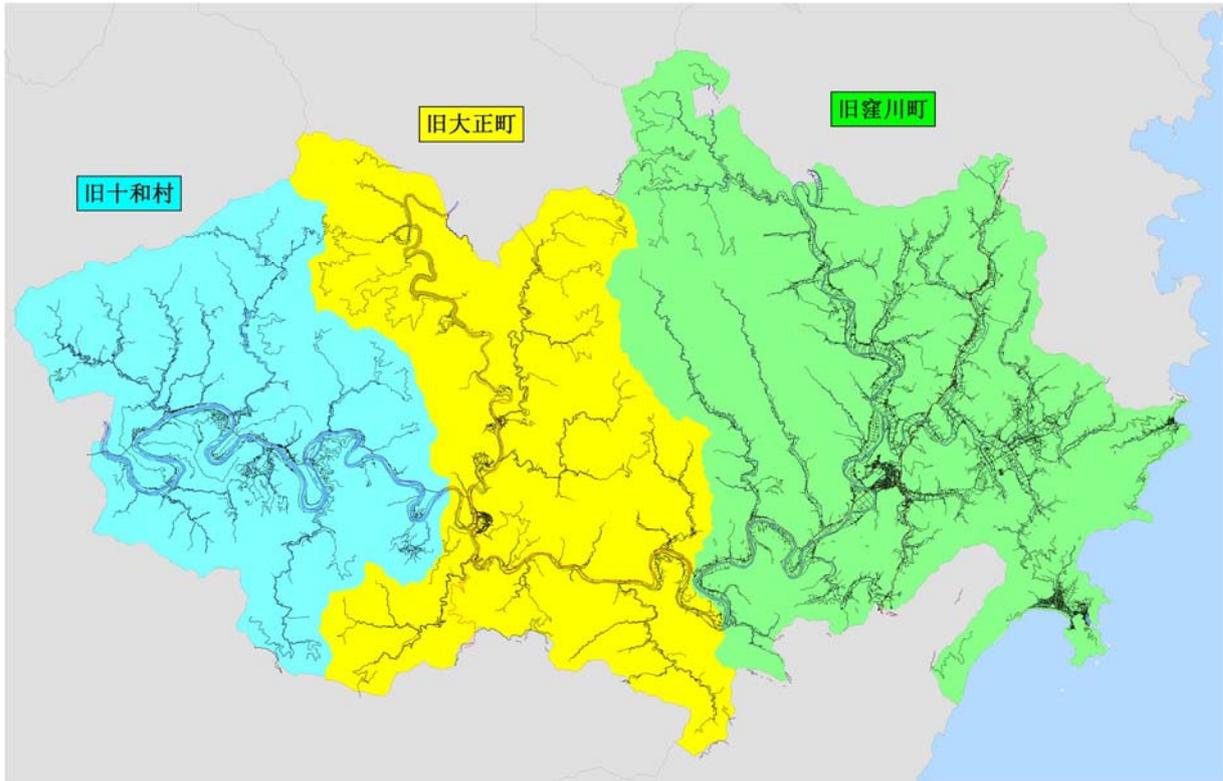


図.2 四万十町エリア毎区分図

### 3. 機能配置結果

#### 3.1 機能配置施設

四万十町応急期機能配置計画検討プロジェクトチームにより、施設配置の検討を行った。

必要面積の算定方法については、『4. 被害想定結果の整理』に示す。

表 3 にプロジェクトチームで配置を決定した施設を示す。

表 3 配置計画資料

#### 窪川エリア

機能	必要面積(m <sup>2</sup> )		配置を計画している施設	施設面積(m <sup>2</sup> )	面積過不足(m <sup>2</sup> )		
	L1	L2			L1	L2	
避難所	(発災後)	1710.00	9627.00	B&G海洋センター、窪川小学校体育館等 (四万十町地域防災計画参照)	7030.00	5320.00	-2597.00
	(一週間後)	1953.00	10077.00			5077.00	-3047.00
	(1ヶ月後)	501.00	6564.00			6529.00	466.00
応急救助機関の活動拠点	1500.00		四万十緑林公園	31023.00	58053.50		
			窪川運動場	28530.50			
医療救護所	470.00	1870.00	四万十町農村環境改善センター多目的ホール	705.20	235.20	-1164.80	
市町村物資集積所	48.00	265.00	四万十町窪川勤労者体育センター	651.10	603.10	386.10	
遺体検案・安置所	135.00	642.00	四万十町斎場	285.30	150.30	-356.70	
仮埋葬候補地	0.00	1035.00	町有施設使用	97400.00	97400.00	96365.00	
応急仮設住宅建設用地	7500.00	96700.00	高知県立農業担い手育成センター用地	25196.00	18743.00	-70457.00	
			若井川小学校グラウンド	1047.00			
災害廃棄物仮置場	24178.00	95189.00	旧窪川町美化センター跡地	7336.00	-4595.50	-99784.50	
			旧志和小学校グラウンド	1944.30			
			興津小中学校グラウンド	10302.20			

#### 大正エリア

機能	必要面積(m <sup>2</sup> )		配置を計画している施設	施設面積	面積過不足(m <sup>2</sup> )		
	L1	L2			L1	L2	
避難所	(発災後)	171.00	981.00	大正体育館等	3851.00	3680.00	2870.00
	(一週間後)	198.00	1023.00			3653.00	2828.00
	(1ヶ月後)	51.00	669.00			3800.00	3182.00
応急救助機関の活動拠点	1500.00		轟公園	2753.00	1253.00		
医療救護所	105.00	405.00	四万十町国民健康保険大正診療所	1649.70	1544.70	1244.70	
市町村物資集積所	10.00	44.00	大正健康管理センター	784.00	774.00	740.00	
遺体検案・安置所	54.00	111.00	町有施設使用	454.00	400.00	343.00	
仮埋葬候補地	0.00	105.00	町有施設使用		0.00	-105.00	
応急仮設住宅建設用地	1600.00	21000.00	貯木場跡地	4750.00	4473.22	-14926.78	
			大正ゲートボール場	1323.22			
災害廃棄物仮置場	1044.00	13071.00	リバーパーク轟	19310.00	18266.00	6239.00	

#### 十和エリア

機能	必要面積(m <sup>2</sup> )		配置を計画している施設	施設面積	面積過不足(m <sup>2</sup> )		
	L1	L2			L1	L2	
避難所	(発災後)	99.00	549.00	十和体育館等	2959.00	2860.00	2410.00
	(一週間後)	111.00	579.00			2848.00	2380.00
	(1ヶ月後)	30.00	375.00			2929.00	2584.00
応急救助機関活動拠点	1500.00		道の駅四万十和	968.00	8337.00	8337.00	
			こいのぼり公園	8869.00			
医療救護所	110.00	430.00	四万十町国民健康保険十和診療所	510.00	400.00	80.00	
市町村物資集積所	9.00	34.00	防災倉庫	51.00	42.00	17.00	
遺体検案・安置所	54.00	111.00	町有施設使用	124.00	70.00	13.00	
仮埋葬候補地	0.00	112.50	町有施設使用	1610.00	1610.00	1497.50	
応急仮設住宅建設用地	0.00	19100.00	昭和中学校グラウンド	6013.00	6013.00	-13087.00	
災害廃棄物仮置場	1100.00	13769.00	昭和射撃場	2060.00	1846.00	-10823.00	
			旧十和村ごみ処理場	886.00			

---

## 3.2 機能配置図

---

発災後に各機能を迅速に配置できるように、各エリアの配置状況を図面として整理した。  
次頁以降に、図面を添付する。

# 応急期機能配置図(窪川エリア)

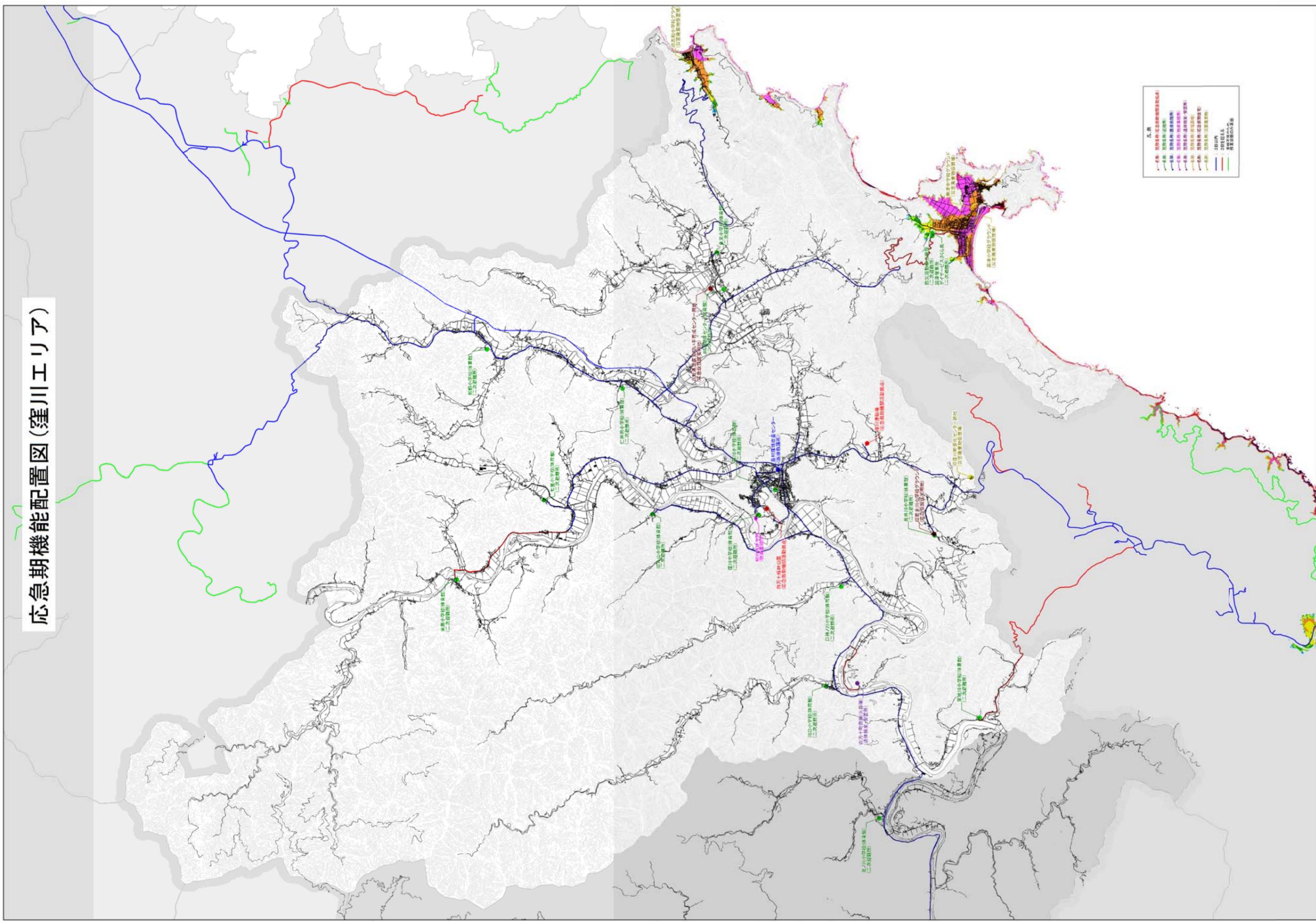


図 3 機能配置状況【窪川エリア】







# 応急期機能配置図(十和エリア)

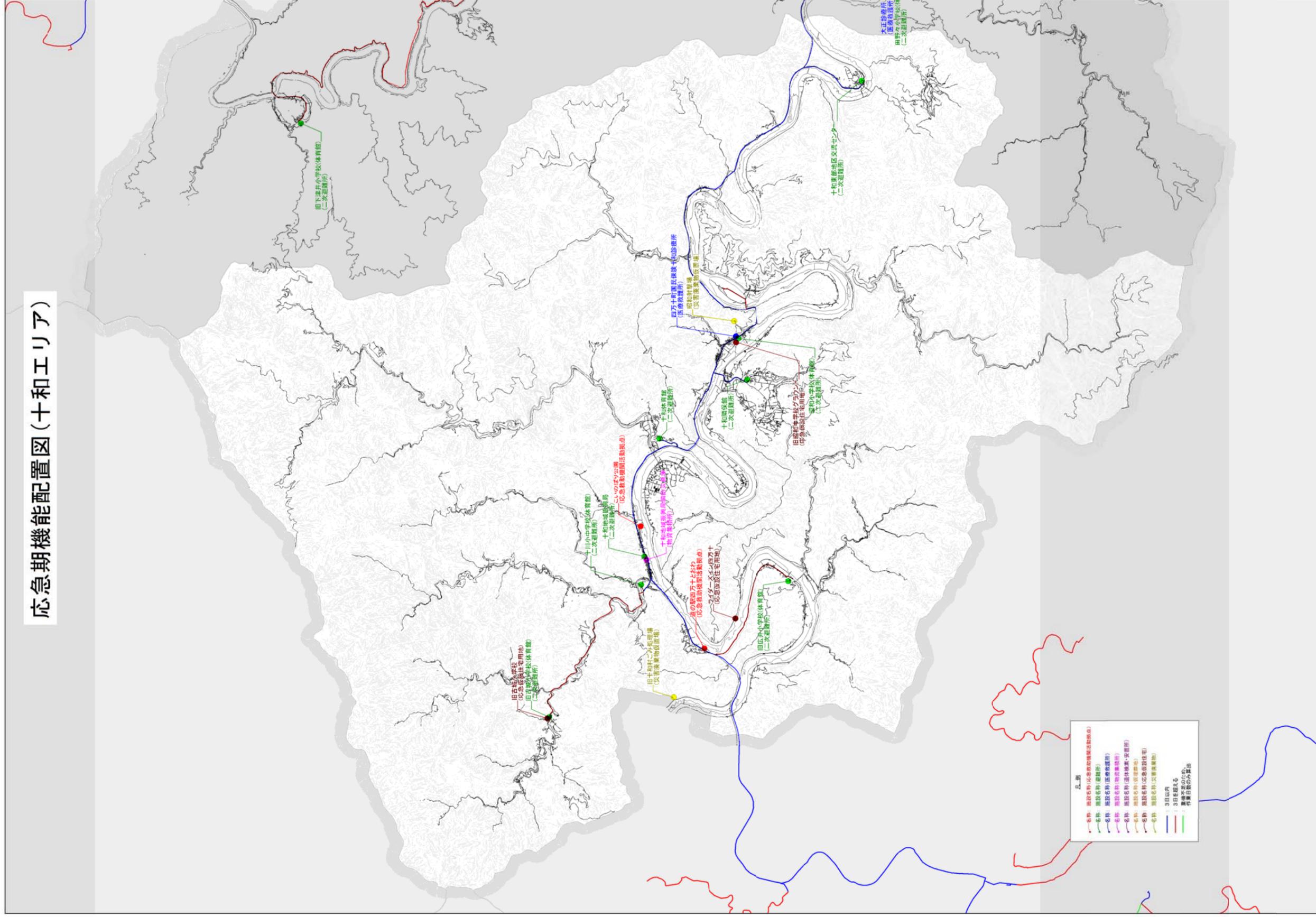


図 5 機能配置状況【十和エリア】



---

### 3.3 配置を検討すべきその他の機能

---

このほか、発災時には下記のような機能も必要となってくるため、関係機関等と検討しておく必要がある。

#### (1) 災害ボランティアセンター

被災した市町村単位で設置。主には社協やボランティア団体等が協力して設置・運営するため、社会福祉協議会と、いつ、どこに、どれだけの期間、開設するかを協議しておく必要がある。

#### (2) ライフライン機関の資機材保管場所

水道や道路の復旧について、必要な資機材を一時的に保管する用地を検討しておく必要がある。

#### (3) 保健活動拠点（応援保健師、医師の打合せ場所）

災害対策本部や医療救護所、避難所などに打合せ場所等を確保する。

## 4. 被害想定結果の整理

### 4.1 被害想定結果の整理手法

「【高知県版】南海トラフ地震による被害想定概要及び資料（平成25年5月）」等を参考に四万十町の被害想定を整理する。

対象ケースは、「最大クラスの地震及び津波 L2」の場合と、「発生頻度の高い一定程度の地震及び津波 L1」の場合の2ケースを想定する。

- ・ L1：死者数・負傷者数 季節時間：冬深夜(四万十町最大)  
避難者数 季節時間：冬 18 時
- ・ L2：死者数 地震動：陸側 津波：ケース⑩ 季節時間：冬深夜(四万十町最大)  
負傷者数 地震動：陸側 津波：ケース⑩ 季節時間：夏 12 時(四万十町最大)  
避難者数 地震動：陸側 津波：ケース④ 季節時間：冬 18 時

### 4.2 四万十町の整理結果

被害想定結果の整理結果を表 4 に示す。

表 4 四万十町の被害想定結果の整理

項目		被災ケース		備考
		L1	L2	
人口(人)	窪川エリア	12,963		国勢調査(平成22年)
	人口比(%)	69.2		
	大正エリア	2,813		
	人口比(%)	15.0		
	十和エリア	2,957		
	人口比(%)	15.8		
死者数(人)		44	360	【高知県版】南海トラフ地震による被害想定概要及び資料(平成25年5月) 【通知】応急期機能配置計画の前提となる被害想定:【別紙】各市町村被害想定(平成28年3月)
負傷者数(人)		450	1,800	【高知県版】南海トラフ地震による被害想定概要及び資料(平成25年5月) 【通知】応急期機能配置計画の前提となる被害想定:【別紙】各市町村被害想定(平成28年3月)
避難所 避難者数 (人)	1日後	660	3,722	【高知県版】南海トラフ地震による被害想定概要及び資料(平成25年5月) 【通知】応急期機能配置計画の前提となる被害想定:【別紙】各市町村被害想定(平成28年3月) 高知県危機管理部南海トラフ地震対策推進須崎地域本部_高幡広域避難所一覧
	1週間後	753	3,893	
	1ヶ月後	195	2,538	
災害廃棄物仮置場(m <sup>2</sup> )		26,322	122,029	高知県災害廃棄物処理計画(平成26年9月)
応急仮設住宅必要戸数(戸)		108	1,398	【高知県版】南海トラフ地震による被害想定概要及び資料(平成25年5月) 【通知】応急期機能配置計画の前提となる被害想定

- ※ 死者数・負傷者数については、平成28年4月に高知県より通知された被害想定改定版により算定した。
- ※ 避難者数については、高幡広域危機管理検討会において検討した広域避難にかかる想定避難者数を原単位として補正した。
- ※ 災害廃棄物仮置場必要面積は「高知県災害廃棄物処理計画（平成26年9月）」記載の処理期間3年、積上げ高さ5mの可燃物、不燃物、津波堆積物を仮置きするのに必要な面積を推計したもの。

※ 応急仮設住宅数は1ヶ月後の全避難者数に市町村1世帯平均構成人員(2.42人)を乗じた避難世帯数に、係数として40%(中心市街地以外が津波により被災する市町村)を乗じた値として整理した。(【通知】応急機能配置計画の前提となる被害想定)

※ 以下にL1についての新想定を考慮した算定について整理する。

【通知】応急機能配置計画の前提となる被害想定\_【別紙】応急機能配置計画の前提となる被害想定

	避難所避難者数(避難所、仮設住宅建設用地、物資集積所)												負傷者数(医療救護所)												死者数(通体検査・安置所、仮埋跡地)					
	1日後(H25.5.15)				1週間後(H25.5.15)				1か月後(H25.5.15)				※				各市町村最大被害(H25.5.15)				各市町村最大被害(H25.5.15)				被災効果反映					
	人数	地震動	津波	季節時間	人数	地震動	津波	季節時間	人数	地震動	津波	季節時間	H17+H22 シユウゲツ 増減率	1日後	1週間後	1か月後	人数	地震動	津波	季節時間	人数	地震動	津波	季節時間	人数	H25想定との差	地震動	津波		
安芸圏域	釜戸市	9,000			5,400			3,000					87.0%	7,830	4,700	2,610	2,300	東側	ケース④	冬深夜	3,800	東側	ケース④	冬深夜	1,400	▲2,400				
	安芸市	11,000			7,900			4,300					96.3%	10,590	7,610	4,140	1,800	東側	ケース⑤	冬深夜	1,800	東側	ケース⑤	冬深夜	900	▲900				
	美津町	1,700			1,500			670					87.0%	1,480	1,310	580	360	東側	ケース⑤	冬深夜	1,100	東側	ケース④	冬深夜	530	▲570				
	豊瀬町	2,200			1,300			790					94.7%	2,080	1,230	750	410	東側	ケース⑤	冬深夜	660	東側	ケース⑤	冬深夜	250	▲410				
	田野町	1,900			1,000			650					92.7%	1,780	930	600	560	東側	ケース④	夏12時	830	東側	ケース④	冬深夜	300	▲630				
	安田町	1,700			1,000			660					90.0%	1,530	900	590	490	東側	ケース④	冬深夜	450	東側	ケース④	冬深夜	190	▲260				
	北川村	490			460			340					93.4%	460	430	320	230	東側	ケース④	夏12時	60	東側	ケース④	冬深夜	60	0				
	馬路村	230			230			180					86.6%	200	200	160	110	東側	ケース④	夏12時	20	東側	ケース④	冬深夜	20	0				
	箕西村	990			920			800					95.6%	950	880	760	210	陸側	ケース④	夏12時	180	東側	ケース⑤	冬深夜	70	▲110				
	計	29,210			19,710			11,390						26,880	18,190	10,510	6,470					9,000			3,720	▲5,280				
中央圏域	高知市	165,000	陸側	ケース④	120,000	陸側	ケース④	61,000	陸側	ケース④	冬18時		98.4%	162,380	118,080	60,020	13,000	陸側	ケース④	夏12時	12,000	陸側	ケース④	冬深夜	5,500	▲6,500				
	南国市	16,000			15,000			10,000					97.7%	15,830	14,660	9,770	3,400	陸側	ケース④	夏12時	3,200	陸側	ケース④	冬深夜	980	▲2,220				
	香南市	12,000			12,000			7,000					101.0%	12,120	12,120	7,070	2,000	陸側	ケース④	冬深夜	2,300	陸側	ケース④	冬深夜	540	▲1,760				
	香美市	5,100			5,700			4,800					95.0%	4,850	5,420	4,560	2,000	陸側	ケース④	冬深夜	330	陸側	ケース④	冬深夜	300	▲30				
	本山町	520	陸側	ケース④	630	陸側	ケース④	560	陸側	ケース④	冬18時			94.2%	490	590	530	280	陸側	ケース④	冬深夜	40	陸側	ケース④	冬深夜	30	▲10			
	大豊町	800			840			650						96.1%	690	720	560	740	陸側	ケース④	冬深夜	120	陸側	ケース④	冬深夜	100	▲20			
	土佐町	370			530			510						93.8%	350	500	480	280	陸側	ケース④	冬深夜	30	陸側	ケース④	冬深夜	30	0			
	大川村	40			50			40						77.0%	30	40	30	30	陸側	ケース④	冬深夜	4	陸側	ケース④	冬深夜	4	0			
	土佐市	7,100			9,000			4,200						95.6%	6,790	8,600	4,020	1,200	陸側	ケース⑤	冬深夜	2,500	東側	ケース④	冬深夜	660	▲1,840			
	いの町	2,500			3,100			2,200						92.8%	2,320	2,880	2,040	1,100	陸側	ケース④	冬深夜	140	陸側	ケース④	冬深夜	120	▲20			
中央西	仁淀川町	400	陸側	ケース④	540	陸側	ケース④	390	陸側	ケース④	冬18時			88.6%	350	480	350	640	陸側	ケース④	夏12時	40	陸側	ケース④	冬深夜	30	▲10			
	佐川町	1,200			1,700			1,200					96.7%	1,160	1,640	1,160	760	陸側	ケース④	冬深夜	90	陸側	ケース④	冬深夜	80	▲10				
	越知町	870			1,000			700					91.7%	800	920	640	390	陸側	ケース④	冬深夜	50	陸側	ケース④	冬深夜	40	▲10				
	日高村	290			500			380					92.3%	270	460	350	220	陸側	ケース④	冬深夜	20	陸側	ケース④	冬深夜	20	0				
	計	212,190			170,590			93,630						208,210	167,110	91,580	26,040					20,864			8,434	▲12,430				
	高橋圏域	須崎市	12,000			13,000			5,100					94.8%	11,380	12,320	4,830	1,100	陸側	ケース④	夏12時	3,700	陸側	ケース⑤	冬深夜	600	▲3,100			
		中土佐町	4,400			4,100			1,600					92.0%	4,050	3,770	1,470	810	陸側	ケース⑤	冬深夜	2,400	陸側	ケース⑤	冬深夜	550	▲1,850			
		藤原町	430	陸側	ケース④	510	陸側	ケース④	420	陸側	ケース④	冬18時			86.2%	370	440	360	290	陸側	ケース④	夏12時	40	陸側	ケース④	冬深夜	30	▲10		
		津野町	830			960			760					93.6%	780	900	730	490	陸側	ケース④	冬深夜	70	陸側	ケース④	冬深夜	60	▲10			
		田万十町	4,400			4,600			3,000					91.5%	4,030	4,210	2,750	1,800	陸側	ケース⑤	夏12時	650	陸側	ケース⑤	冬深夜	360	▲290			
計	22,060			23,170			10,900						20,610	21,640	10,140	4,490					6,880			1,600	▲5,280					
幡多圏域	穂毛市	9,400			12,000			4,500					92.8%	8,720	11,140	4,180	650	西側	ケース④	冬深夜	2,600	西側	ケース④	冬深夜	280	▲2,320				
	土佐清水市	9,000			9,500			3,700					92.8%	8,350	8,820	3,430	1,600	西側	ケース④	冬深夜	2,700	西側	ケース④	冬深夜	1,100	▲1,600				
	四万十市	5,800			6,500			5,400					94.9%	5,300	6,170	5,120	1,400	基本	ケース⑤	冬深夜	900	基本	ケース⑤	冬深夜	300	▲600				
	大月村	1,700	基本	ケース⑤	2,200	基本	ケース⑤	870	基本	ケース⑤	冬18時			89.8%	1,530	1,980	780	280	西側	ケース④	冬深夜	710	西側	ケース④	冬深夜	220	▲490			
	三原村	130			180			180						93.0%	120	170	170	180	西側	ケース⑤	冬深夜	30	西側	ケース④	冬深夜	20	▲10			
	高瀬町	6,900			6,900			2,900						92.7%	6,400	6,400	2,690	1,200	基本	ケース⑤	冬深夜	2,300	基本	ケース⑤	冬深夜	600	▲1,700			
	計	32,930			37,280			17,550						30,820	34,680	16,370	5,310					9,240			2,520	▲6,720				
県合計	296,990			250,750			133,470						286,320	241,620	128,660	42,310					45,964			16,274	▲29,680					

左記と同じ

【高知県版】 南海トラフ地震による被害想定資料（平成 25 年 5 月） より四万十町を抜粋

	被害の要因					合計	合計 (丸め)	被災ケース			
	建物倒壊	津波	急傾斜	火災	落下物			規模	地震動	津波	季節、時間
死者数	20	70	*	*	*	90	80	L1	—	—	冬深夜
	10	60	*	*	*	70	80	L1	—	—	夏12時
	10	70	*	*	*	80	80	L1	—	—	冬18時
	50	120	*	*	*	170	170	L2	基本	ケース⑤	冬深夜
	40	50	*	*	*	90	100	L2	基本	ケース⑤	夏12時
	50	80	*	*	*	130	130	L2	基本	ケース⑤	冬18時
	50	320	*	*	*	370	370	L2	基本	ケース⑩	冬深夜
	40	220	*	*	*	260	260	L2	基本	ケース⑩	夏12時
	50	290	*	*	*	340	340	L2	基本	ケース⑩	冬18時
	310	280	10	10	*	610	600	L2	陸側	ケース④	冬深夜
	230	170	10	10	*	420	420	L2	陸側	ケース④	夏12時
	260	240	10	20	*	530	530	L2	陸側	ケース④	冬18時
	310	330	10	10	*	660	650	L2	陸側	ケース⑩	冬深夜
	230	230	10	10	*	480	480	L2	陸側	ケース⑩	夏12時
	260	300	10	20	*	590	590	L2	陸側	ケース⑩	冬18時
	100	270	*	*	*	370	370	L2	東側	ケース④	冬深夜
	80	160	*	*	*	240	240	L2	東側	ケース④	夏12時
	90	230	*	*	*	320	320	L2	東側	ケース④	冬18時
	100	120	*	*	*	220	220	L2	東側	ケース⑤	冬深夜
	80	50	*	*	*	130	140	L2	東側	ケース⑤	夏12時
	90	80	*	*	*	170	170	L2	東側	ケース⑤	冬18時
	100	310	*	*	*	410	410	L2	東側	ケース⑨	冬深夜
	80	150	*	*	*	230	230	L2	東側	ケース⑨	夏12時
	90	170	*	*	*	260	260	L2	東側	ケース⑨	冬18時
	30	260	*	*	*	290	290	L2	西側	ケース④	冬深夜
	20	150	*	*	*	170	180	L2	西側	ケース④	夏12時
	30	230	*	*	*	260	260	L2	西側	ケース④	冬18時

※早期避難率20%の場合

死者数 L1：四万十町最大の被災ケースにL2の新想定 of 死者数減率をかけて算定した。

	被害の要因					合計	合計 (丸め)	被災ケース			
	建物倒壊	津波	急傾斜	火災	落下物			規模	地震動	津波	季節、時間
負傷者数	430	20	*	*	*	450	450	L1	—	—	冬深夜
	350	20	*	*	*	370	370	L1	—	—	夏12時
	340	20	*	*	*	360	360	L1	—	—	冬18時
	770	10	*	*	*	780	780	L2	基本	ケース⑤	冬深夜
	670	*	*	*	*	670	670	L2	基本	ケース⑤	夏12時
	640	10	*	*	*	650	650	L2	基本	ケース⑤	冬18時
	770	20	*	*	*	790	790	L2	基本	ケース⑩	冬深夜
	670	20	*	*	*	690	690	L2	基本	ケース⑩	夏12時
	640	20	*	*	*	660	670	L2	基本	ケース⑩	冬18時
	1,700	20	10	*	*	1,730	1,700	L2	陸側	ケース④	冬深夜
	1,700	10	10	*	*	1,720	1,800	L2	陸側	ケース④	夏12時
	1,500	10	10	10	*	1,530	1,500	L2	陸側	ケース④	冬18時
	1,700	20	10	*	*	1,730	1,700	L2	陸側	ケース⑩	冬深夜
	1,700	20	10	10	*	1,740	1,800	L2	陸側	ケース⑩	夏12時
	1,500	20	10	10	*	1,540	1,500	L2	陸側	ケース⑩	冬18時
	960	20	*	*	*	980	980	L2	東側	ケース④	冬深夜
	870	10	*	*	*	880	880	L2	東側	ケース④	夏12時
	820	10	*	*	*	830	840	L2	東側	ケース④	冬18時
	960	10	*	*	*	970	970	L2	東側	ケース⑤	冬深夜
	870	*	*	*	*	870	870	L2	東側	ケース⑤	夏12時
	820	10	*	*	*	830	830	L2	東側	ケース⑤	冬18時
	960	20	*	*	*	980	980	L2	東側	ケース⑨	冬深夜
	870	10	*	*	*	880	880	L2	東側	ケース⑨	夏12時
	820	10	*	*	*	830	840	L2	東側	ケース⑨	冬18時
	620	20	*	*	*	640	640	L2	西側	ケース④	冬深夜
	510	10	*	*	*	520	530	L2	西側	ケース④	夏12時
	510	10	*	*	*	520	520	L2	西側	ケース④	冬18時

※早期避難率20%の場合

負傷者 L1：四万十町最大の被災ケースを採用した。

～凡 例～

*	若干数
	最大値(L1)
	最大値(L2)
	採用ケース

【高知県版】南海トラフ地震による被害想定資料(平成25年 5月)より四万十町を抜粋

避難者数	1日後		1週間後		1か月後		被災ケース			
	全避難者	うち避難所	全避難者	うち避難所	全避難者	うち避難所	規模	地震動	津波	季節、時間
	1,200	780	1,700	890	780	230	L1	—	—	冬深夜
1,200	770	1,700	880	760	230	L1	—	—	夏12時	
1,200	780	1,700	890	770	230	L1	—	—	冬18時	
2,700	1,700	3,700	2,400	3,500	1,100	L2	基本	ケース⑤	冬深夜	
2,800	1,700	3,700	2,400	3,600	1,100	L2	基本	ケース⑤	夏12時	
2,800	1,800	3,800	2,400	3,600	1,100	L2	基本	ケース⑤	冬18時	
2,600	1,700	3,600	2,200	3,400	1,000	L2	基本	ケース⑩	冬深夜	
2,700	1,700	3,600	2,200	3,400	1,000	L2	基本	ケース⑩	夏12時	
2,700	1,700	3,600	2,200	3,400	1,000	L2	基本	ケース⑩	冬18時	
7,100	4,400	8,200	4,600	9,900	3,000	L2	陸側	ケース④	冬深夜	
7,200	4,400	8,200	4,600	9,900	3,000	L2	陸側	ケース④	夏12時	
7,300	4,400	8,300	4,600	10,000	3,000	L2	陸側	ケース④	冬18時	
7,000	4,300	8,100	4,400	9,800	2,900	L2	陸側	ケース⑩	冬深夜	
7,100	4,300	8,100	4,500	9,800	2,900	L2	陸側	ケース⑩	夏12時	
7,200	4,400	8,200	4,500	9,900	3,000	L2	陸側	ケース⑩	冬18時	
3,500	2,200	4,600	2,800	4,800	1,400	L2	東側	ケース④	冬深夜	
3,500	2,200	4,600	2,800	4,800	1,400	L2	東側	ケース④	夏12時	
3,600	2,200	4,600	2,800	4,800	1,400	L2	東側	ケース④	冬18時	
3,500	2,200	4,600	2,800	4,800	1,400	L2	東側	ケース⑤	冬深夜	
3,500	2,200	4,500	2,800	4,700	1,400	L2	東側	ケース⑤	夏12時	
3,600	2,200	4,600	2,800	4,800	1,400	L2	東側	ケース⑤	冬18時	
3,500	2,200	4,300	2,500	4,500	1,300	L2	東側	ケース⑨	冬深夜	
3,400	2,100	4,300	2,500	4,500	1,300	L2	東側	ケース⑨	夏12時	
3,500	2,200	4,300	2,500	4,500	1,400	L2	東側	ケース⑨	冬18時	
2,300	1,500	3,300	2,100	3,200	960	L2	西側	ケース④	冬深夜	
2,300	1,500	3,300	2,100	3,200	960	L2	西側	ケース④	夏12時	
2,300	1,500	3,300	2,100	3,200	960	L2	西側	ケース④	冬18時	

須崎地域本部通知の避難者数増減率考慮結果

避難者数	1日後		1週間後		1か月後		被災ケース			
	全避難者	うち避難所	全避難者	うち避難所	全避難者	うち避難所	規模	地震動	津波	季節、時間
	1,015	660	1,438	753	660	195	L1	—	—	冬深夜
1,015	651	1,438	744	643	195	L1	—	—	夏12時	
1,015	660	1,438	753	651	195	L1	—	—	冬18時	
2,284	1,438	3,130	2,030	2,961	931	L2	基本	ケース⑤	冬深夜	
2,369	1,438	3,130	2,030	3,046	931	L2	基本	ケース⑤	夏12時	
2,369	1,523	3,215	2,030	3,046	931	L2	基本	ケース⑤	冬18時	
2,200	1,438	3,046	1,861	2,876	846	L2	基本	ケース⑩	冬深夜	
2,284	1,438	3,046	1,861	2,876	846	L2	基本	ケース⑩	夏12時	
2,284	1,438	3,046	1,861	2,876	846	L2	基本	ケース⑩	冬18時	
6,007	3,722	6,937	3,892	8,375	2,538	L2	陸側	ケース④	冬深夜	
6,091	3,722	6,937	3,892	8,375	2,538	L2	陸側	ケース④	夏12時	
6,176	3,722	7,022	3,892	8,460	2,538	L2	陸側	ケース④	冬18時	
5,922	3,638	6,853	3,722	8,291	2,453	L2	陸側	ケース⑩	冬深夜	
6,007	3,638	6,853	3,807	8,291	2,453	L2	陸側	ケース⑩	夏12時	
6,091	3,722	6,937	3,807	8,375	2,538	L2	陸側	ケース⑩	冬18時	
2,961	1,861	3,892	2,369	4,061	1,184	L2	東側	ケース④	冬深夜	
2,961	1,861	3,892	2,369	4,061	1,184	L2	東側	ケース④	夏12時	
3,046	1,861	3,892	2,369	4,061	1,184	L2	東側	ケース④	冬18時	
2,961	1,861	3,892	2,369	4,061	1,184	L2	東側	ケース⑤	冬深夜	
2,961	1,861	3,807	2,369	3,976	1,184	L2	東側	ケース⑤	夏12時	
3,046	1,861	3,892	2,369	4,061	1,184	L2	東側	ケース⑤	冬18時	
2,961	1,861	3,638	2,115	3,807	1,100	L2	東側	ケース⑨	冬深夜	
2,876	1,777	3,638	2,115	3,807	1,100	L2	東側	ケース⑨	夏12時	
2,961	1,861	3,638	2,115	3,807	1,184	L2	東側	ケース⑨	冬18時	
1,946	1,269	2,792	1,777	2,707	812	L2	西側	ケース④	冬深夜	
1,946	1,269	2,792	1,777	2,707	812	L2	西側	ケース④	夏12時	
1,946	1,269	2,792	1,777	2,707	812	L2	西側	ケース④	冬18時	

避難者数：四万十町の最大の被災ケースに高幡広域危機管理課検討会での広域避難検討の避難所避難者数を乗じたものを設定した。

～凡 例～

*	若干数
*	最大値(L1)
*	最大値(L2)
*	圏域最大ケース

避難者数 L1：L2と同様、増減率より算定した。

## 5. 必要面積の算定

### 5.1 必要面積の算定手法

機能の必要面積は、表 4 に示した被害想定数量に、東日本大震災や高知県の各計画に基づいて設定した原単位を乗じて算出する。

原単位の根拠については参考資料集 P. 1～P. 26 に示す（表 5 参照）。

表 5 必要面積の計算式

機能	必要面積の算定方法
応急救助機関の活動拠点	1,500 m <sup>2</sup> 以上
避難所	避難所避難者数（1 日後、1 週間後、1 ヶ月後）×3 m <sup>2</sup>
医療救護所	想定負傷者数×中等症・重症患者の割合（0.3）×5 m <sup>2</sup>
市町村物資集積所	物資必要数量÷2÷1m の積み上げ段数×底面面積（m <sup>2</sup> ）×2 + 集積仕分スペース（屋外）
遺体検案・安置所	想定死者数×0.65×3 m <sup>2</sup> +検視・検案スペース
仮埋葬地	{想定死者数×0.85-20 日×四万十町の最大日当たり火葬数(7 体)} ×7.5 m <sup>2</sup>
応急仮設住宅建設用地	全避難者数(1 ヶ月後)×世帯平均構成人員(2.42 人)×中心市街地以外が津波により被災する市町村の場合(40%)×100 m <sup>2</sup>
災害廃棄物仮置場	高知県災害廃棄物処理計画 ver. 1 記載

## 5.2 各機能の必要数量

### (1) 応急救急機関の活動拠点

本検討では、応急救急機関の活動拠点については、各救助機関からの指定に準ずるものとする。よって、必要面積は算出しない。

### (2) 避難所

避難所は「避難所避難者数」、「3m<sup>2</sup>/人」から必要面積を算出した。

エリア毎の必要面積は下記のとおりとする。

避難者数については、以下に示す表の通りとした。

表 6 四万十町全体での避難者数の集計

	L1避難所避難者(人)			L2避難所避難者(人)		
	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
【高知県版】南海トラフ地震による被害想定資料	780	890	230	4,400	4,600	3,000
須崎地域本部より:2次避難所毎の想定による合計					3,893	
上記2出典より算出した増減率	0.846					
補正実施後の避難者数	660	753	195	3,722	3,892	2,538

表 7 二次避難所別必要避難所面積算定

エリア	避難所名	面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人数(人)	L1避難所避難者(人)			L2避難所避難者(人)			L1避難所必要面積(m <sup>2</sup> )			L2避難所必要面積(m <sup>2</sup> )			
				1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後		1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
								避難者数	割合(%)							
1.窪川	四万十町農協会館		0	53	61	16	300	314	8.07	205	159	183	48	900	942	615
1.窪川	窪川小学校(体育館)	537	178	51	58	15	289	302	7.76	197	153	174	45	867	906	591
1.窪川	窪川中学校(体育館)	896	298	24	28	7	138	144	3.70	94	72	84	21	414	432	282
1.窪川	口神ノ川小学校(体育館)	344	114	22	25	6	122	128	3.29	83	66	75	18	366	384	249
1.窪川	若井小学校(体育館)	351	117	7	8	2	37	39	1.00	25	21	24	6	111	117	75
1.窪川	旧丸山小学校(体育館)	368	122	21	24	6	120	126	3.24	82	63	72	18	360	378	246
1.窪川	川口小学校(体育館)	448	149	26	29	8	144	151	3.88	98	78	87	24	432	453	294
1.窪川	家地川小学校(体育館)	186	62	11	13	3	62	65	1.67	42	33	39	9	186	195	126
1.窪川	米奥小学校(体育館)	336	112	26	30	8	147	154	3.96	100	78	90	24	441	462	300
1.窪川	七里小学校(体育館)	302	100	31	35	9	174	182	4.68	119	93	105	27	522	546	357
1.窪川	影野小学校(体育館)	461	153	31	36	9	176	184	4.73	120	93	108	27	528	552	360
1.窪川	仁井田小学校(体育館)	456	152	41	47	12	231	242	6.22	158	123	141	36	693	726	474
1.窪川	東又小学校(体育館)	520	173	38	43	11	213	223	5.73	145	114	129	33	639	669	435
1.窪川	B&G海洋センター(内陸部)	642	213	27	30	8	150	157	4.03	102	81	90	24	450	471	306
1.窪川	B&G海洋センター(沿岸部)	642	213	42	48	12	235	246	6.32	160	126	144	36	705	738	480
1.窪川	興津保育所 デイサービスさくら貝 防災活動拠点施設	542	180	119	136	35	671	702	18.03	458	357	408	105	2013	2106	1374
2.大正	大正地域振興局 きらら大正(ホール) 田野々小学校 大正体育館	2420	806	23	26	7	129	135	3.47	88	69	78	21	387	405	264
2.大正	旧下津井小学校(体育館)	481	160	1	1	0	7	7	0.18	5	3	3	0	21	21	15
2.大正	大奈路小学校(体育館)	407	135	9	11	3	54	56	1.44	37	27	33	9	162	168	111
2.大正	ウエル花夢	135	45	4	5	1	25	26	0.67	17	12	15	3	75	78	51
2.大正	北ノ川小学校(体育館)	407	135	20	23	6	112	117	3.01	76	60	69	18	336	351	228
3.十和	旧古城小学校(体育館)	392	130	2	2	1	11	12	0.31	8	6	6	3	33	36	24
3.十和	十和地域振興局 十和小学校(体育館)	627	209	8	9	2	46	48	1.23	31	24	27	6	138	144	93
3.十和	旧広井小学校(体育館)	357	118	3	3	1	15	16	0.41	10	9	9	3	45	48	30
3.十和	十和隣保館 十和体育館	626	208	11	12	3	60	63	1.62	41	33	36	9	180	189	123
3.十和	昭和小学校(体育館)	818	272	7	8	2	39	41	1.05	27	21	24	6	117	123	81
3.十和	十和東部地区交流センター	140	46	2	3	1	12	13	0.33	8	6	9	3	36	39	24

※高幡広域危機管理検討会検討の避難所避難者数(L2 一週間後)を基に按分にて算出

表 8 エリア別避難所避難者数

被災ケース		全避難者数 (人)	窪川エリア (人)	大正エリア (人)	十和エリア (人)
L1	1日後	660	570	57	33
	1週間後	754	651	66	37
	1ヵ月後	194	167	17	10
L2	1日後	3,719	3,209	327	183
	1週間後	3,893	3,359	341	193
	1ヵ月後	2,536	2,188	223	125

表 9 エリア別避難所必要面積

被災ケース		全必要面積 (㎡)	窪川エリア (㎡)	大正エリア (㎡)	十和エリア (㎡)
L1	1日後	1,980	1,710	171	99
	1週間後	2,262	1,953	198	111
	1ヵ月後	582	501	51	30
L2	1日後	11,157	9,627	981	549
	1週間後	11,679	10,077	1,023	579
	1ヵ月後	7,608	6,564	669	375

---

### (3) 医療救護所

医療救護所は「負傷者数」、「中等症・重症患者の割合 (0.3) × 5 m<sup>2</sup> (ベッド及び各機材のスペースを含む)」から必要面積を算出した。

$$L1: 450 \text{ 人} \times 0.3 \times 5 \text{ m}^2 = 675 \text{ m}^2$$

$$L2: 1800 \text{ 人} \times 0.3 \times 5 \text{ m}^2 = 2700 \text{ m}^2$$

エリア毎の必要面積は下記のとおりとする。

・負傷者数(人口比より)

L1 窪川：大正：十和= 311 人：68 人：71 人

L2 窪川：大正：十和= 1246 人：270 人：284 人

・必要面積

L1 窪川エリア：311 人×0.3×5 m<sup>2</sup>= 470 m<sup>2</sup>

大正エリア：68 人×0.3×5 m<sup>2</sup>= 105 m<sup>2</sup>

十和エリア：71 人×0.3×5 m<sup>2</sup>= 110 m<sup>2</sup>

L2 窪川エリア：1246 人×0.3×5 m<sup>2</sup>= 1870 m<sup>2</sup>

大正エリア：270 人×0.3×5 m<sup>2</sup>= 405 m<sup>2</sup>

十和エリア：284 人×0.3×5 m<sup>2</sup>= 430 m<sup>2</sup>

※人数の端数調整を実施

#### (4) 市町村物資集積所

市町村物資集積所は、1日後の避難所避難者数から算定した。発災後1週間における主な調達物資の1/2を一時的に保管するものとする。必要数量の算定方法と1ケースあたりのサイズは以下に示すとおりとする。

表 10 物資の必要量と1ケースあたりのサイズまとめ

品目	基準数	一週間分の必要量	1ケースあたりサイズ				段数(D) ※1m積
			数量(B)	底辺		高さ	
				cm	m2(C)		
食料	1日後の避難所避難者数	3食 × 7	60食	49.2 × 32.2	0.16	20.1	5
水	1日後の避難所避難者数	3ℓ × 7	12ℓ	19 × 32.5	0.06	32.5	3
粉ミルク	1日後の避難所避難者数のうち0歳児の数(0.8%)	0.14kg × 7	9.5kg	27.2 × 54.0	0.15	19.3	5
毛布	1日後の避難所避難者数	2枚 × 1	10枚	54.0 × 74.0	0.4	30	3
おむつ	1日後の避難所避難者数のうち、高齢者(0.5%)及び小児用(2.4%)	8枚 × 7	60枚	40.0 × 70.0	0.28	50	2
簡易トイレ	1日後の避難所避難者数	1基 ÷ 100	1基	93.0 × 125.0	1.16	34	3

表 11 市町村物資集積拠点の必要面積算定

#### 全域

L1	1日後の避難所避難者数	660人
----	-------------	------

	必要者数	一週間に必要となる数量(A)	ケース数(E)=(A)/(B)	1/2の量を1m積みした場合列数(F)=(E)/2/(D)	底面面積(G)=(F) × (C)	通路込み面積(H)=(G) × 2
食料	660人	13860食	231ケース	24列	3.84m <sup>2</sup>	7.68m <sup>2</sup>
水	660人	13860ℓ	1155ケース	193列	11.58m <sup>2</sup>	23.16m <sup>2</sup>
粉ミルク	6人	6kg	1ケース	1列	0.15m <sup>2</sup>	0.30m <sup>2</sup>
毛布	660人	1320枚	132ケース	22列	8.80m <sup>2</sup>	17.60m <sup>2</sup>
おむつ	20人	1288枚	21ケース	6列	1.68m <sup>2</sup>	3.36m <sup>2</sup>
簡易トイレ	660人	7基	7ケース	2列	2.32m <sup>2</sup>	4.64m <sup>2</sup>

必要面積 56.74m<sup>2</sup>

L2	1日後の避難所避難者数	3719人
----	-------------	-------

	必要者数	一週間に必要となる数量(A)	ケース数(E)=(A)/(B)	1/2の量を1m積みした場合列数(F)=(E)/2/(D)	底面面積(G)=(F) × (C)	通路込み面積(H)=(G) × 2
食料	3719人	78099食	1302ケース	131列	20.96m <sup>2</sup>	41.92m <sup>2</sup>
水	3719人	78099ℓ	6508ケース	1085列	65.10m <sup>2</sup>	130.20m <sup>2</sup>
粉ミルク	30人	29kg	3ケース	1列	0.15m <sup>2</sup>	0.30m <sup>2</sup>
毛布	3719人	7438枚	744ケース	124列	49.60m <sup>2</sup>	99.20m <sup>2</sup>
おむつ	108人	7168枚	119ケース	30列	8.40m <sup>2</sup>	16.80m <sup>2</sup>
簡易トイレ	3719人	37基	37ケース	7列	8.12m <sup>2</sup>	16.24m <sup>2</sup>

必要面積 304.66m<sup>2</sup>

#### 窪川エリア

L1	1日後の避難所避難者数	570人
----	-------------	------

	必要者数	一週間に必要となる数量(A)	ケース数(E)=(A)/(B)	1/2の量を1m積みした場合列数(F)=(E)/2/(D)	底面面積(G)=(F) × (C)	通路込み面積(H)=(G) × 2
食料	570人	11970食	200ケース	20列	3.20m <sup>2</sup>	6.40m <sup>2</sup>
水	570人	11970ℓ	998ケース	167列	10.02m <sup>2</sup>	20.04m <sup>2</sup>
粉ミルク	5人	5kg	1ケース	1列	0.15m <sup>2</sup>	0.30m <sup>2</sup>
毛布	570人	1140枚	114ケース	19列	7.60m <sup>2</sup>	15.20m <sup>2</sup>
おむつ	17人	1288枚	21ケース	6列	1.68m <sup>2</sup>	3.36m <sup>2</sup>
簡易トイレ	570人	6基	6ケース	1列	1.16m <sup>2</sup>	2.32m <sup>2</sup>

必要面積 47.62m<sup>2</sup>

L2	1日後の避難所避難者数	3209人
----	-------------	-------

	必要者数	一週間に必要となる数量(A)	ケース数(E)=(A)/(B)	1/2の量を1m積みした場合列数(F)=(E)/2/(D)	底面面積(G)=(F) × (C)	通路込み面積(H)=(G) × 2
食料	3209人	67389食	1123ケース	113列	18.08m <sup>2</sup>	36.16m <sup>2</sup>
水	3209人	67389ℓ	5616ケース	936列	56.16m <sup>2</sup>	112.32m <sup>2</sup>
粉ミルク	26人	25kg	3ケース	1列	0.15m <sup>2</sup>	0.30m <sup>2</sup>
毛布	3209人	6418枚	642ケース	107列	42.80m <sup>2</sup>	85.60m <sup>2</sup>
おむつ	94人	7168枚	119ケース	30列	8.40m <sup>2</sup>	16.80m <sup>2</sup>
簡易トイレ	3209人	32基	32ケース	6列	6.96m <sup>2</sup>	13.92m <sup>2</sup>

必要面積 265.10m<sup>2</sup>

## 大正エリア

L1	1日後の避難所避難者数	57人
----	-------------	-----

	必要者数	一週間に必要となる数量 (A)	ケース数 (E)=(A)/(B)	1/2の量を1m積みした場合 列数 (F)=(E)/2/(D)	底面積 (G)=(F)×(C)	通路込み面積 (H)=(G)×2
食料	57人	1197食	20ケース	2列	0.32m <sup>2</sup>	0.64m <sup>2</sup>
水	57人	1197ℓ	100ケース	17列	1.02m <sup>2</sup>	2.04m <sup>2</sup>
粉ミルク	1人	1kg	0ケース	1列	0.15m <sup>2</sup>	0.30m <sup>2</sup>
毛布	57人	114枚	11ケース	2列	0.80m <sup>2</sup>	1.60m <sup>2</sup>
おむつ	2人	1288枚	21ケース	6列	1.68m <sup>2</sup>	3.36m <sup>2</sup>
簡易トイレ	57人	1基	1ケース	1列	1.16m <sup>2</sup>	2.32m <sup>2</sup>

必要面積	10.26m <sup>2</sup>
------	---------------------

L2	1日後の避難所避難者数	327人
----	-------------	------

	必要者数	一週間に必要となる数量 (A)	ケース数 (E)=(A)/(B)	1/2の量を1m積みした場合 列数 (F)=(E)/2/(D)	底面積 (G)=(F)×(C)	通路込み面積 (H)=(G)×2
食料	327人	6867食	114ケース	12列	1.92m <sup>2</sup>	3.84m <sup>2</sup>
水	327人	6867ℓ	572ケース	96列	5.76m <sup>2</sup>	11.52m <sup>2</sup>
粉ミルク	3人	3kg	0ケース	1列	0.15m <sup>2</sup>	0.30m <sup>2</sup>
毛布	327人	654枚	65ケース	11列	4.40m <sup>2</sup>	8.80m <sup>2</sup>
おむつ	10人	7168枚	119ケース	30列	8.40m <sup>2</sup>	16.80m <sup>2</sup>
簡易トイレ	327人	3基	3ケース	1列	1.16m <sup>2</sup>	2.32m <sup>2</sup>

必要面積	43.58m <sup>2</sup>
------	---------------------

## 十和エリア

L1	1日後の避難所避難者数	33人
----	-------------	-----

	必要者数	一週間に必要となる数量 (A)	ケース数 (E)=(A)/(B)	1/2の量を1m積みした場合 列数 (F)=(E)/2/(D)	底面積 (G)=(F)×(C)	通路込み面積 (H)=(G)×2
食料	33人	693食	12ケース	2列	0.32m <sup>2</sup>	0.64m <sup>2</sup>
水	33人	693ℓ	58ケース	10列	0.60m <sup>2</sup>	1.20m <sup>2</sup>
粉ミルク	1人	1kg	0ケース	1列	0.15m <sup>2</sup>	0.30m <sup>2</sup>
毛布	33人	66枚	7ケース	2列	0.80m <sup>2</sup>	1.60m <sup>2</sup>
おむつ	1人	1288枚	21ケース	6列	1.68m <sup>2</sup>	3.36m <sup>2</sup>
簡易トイレ	33人	0基	0ケース	1列	1.16m <sup>2</sup>	2.32m <sup>2</sup>

必要面積	9.42m <sup>2</sup>
------	--------------------

L2	1日後の避難所避難者数	183人
----	-------------	------

	必要者数	一週間に必要となる数量 (A)	ケース数 (E)=(A)/(B)	1/2の量を1m積みした場合 列数 (F)=(E)/2/(D)	底面積 (G)=(F)×(C)	通路込み面積 (H)=(G)×2
食料	183人	3843食	64ケース	7列	1.12m <sup>2</sup>	2.24m <sup>2</sup>
水	183人	3843ℓ	320ケース	54列	3.24m <sup>2</sup>	6.48m <sup>2</sup>
粉ミルク	2人	2kg	0ケース	1列	0.15m <sup>2</sup>	0.30m <sup>2</sup>
毛布	183人	366枚	37ケース	7列	2.80m <sup>2</sup>	5.60m <sup>2</sup>
おむつ	6人	7168枚	119ケース	30列	8.40m <sup>2</sup>	16.80m <sup>2</sup>
簡易トイレ	183人	2基	2ケース	1列	1.16m <sup>2</sup>	2.32m <sup>2</sup>

必要面積	33.74m <sup>2</sup>
------	---------------------

**(5) 遺体検案・安置所**

遺体検案・安置所は、検視・検案スペースと安置スペースを分けて必要面積を算出した。検視・検案スペースは、エリア毎に1箇所設置するとして想定した。

安置所には、想定死者数の65%を安置するとして計算した。

【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定概要及び資料より、死因を津波、その他に分類した。

表 12 死者数の分類(【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定概要及び資料)

	死者数分類		
	津波	その他	合計
L1	70	20	90
L2	330	330	660

死者数を平成28年4月の被害想定改訂版により補正すると以下ようになる。

表 13 死者数の分類(被害想定改訂版(平成28年4月)想定死者数)

	死者数分類		
	津波	その他	合計
L1	34	10	44
L2	180	180	360

津波の被害のない内陸部と、津波の被害のある沿岸部に区分し、沿岸部では津波から、内陸部ではその他からそれぞれ人口按分にて死者数を算出した。

表 14 二次避難所別死者数・安置所必要面積集計表

エリア	避難所名	避難所域人口(人) (H22国勢調査)	地域区分	地域区分毎人口割合(%)		避難所域毎死者数(人)計算値		避難所域毎死者数(人)		遺体安置所(体)		遺体安置所(m <sup>2</sup> )	
				沿岸部	内陸部	L1	L2	L1	L2	L1	L2	L1	L2
1.窪川	四万十町農協会館	2375	内陸部		13.6	1.4	24.4	2	24	1	16	3	48
1.窪川	窪川小学校(体育館)	1367	内陸部		7.8	0.8	14.0	1	14	1	9	3	27
1.窪川	窪川中学校(体育館)	1447	内陸部		8.3	0.8	14.9	1	15	1	10	3	30
1.窪川	口神ノ川小学校(体育館)	492	内陸部		2.8	0.3	5.1	0	5	0	3	0	9
1.窪川	若井川小学校(体育館)	259	内陸部		1.5	0.1	2.7	0	3	0	2	0	6
1.窪川	旧丸山小学校(体育館)	367	内陸部		2.1	0.2	3.8	0	4	0	3	0	9
1.窪川	川口小学校(体育館)	541	内陸部		3.1	0.3	5.6	0	6	0	4	0	12
1.窪川	家地川小学校(体育館)	229	内陸部		1.3	0.1	2.4	0	2	0	1	0	3
1.窪川	米奥小学校(体育館)	544	内陸部		3.1	0.3	5.6	0	6	0	4	0	12
1.窪川	七重小学校(体育館)	786	内陸部		4.5	0.4	8.1	0	8	0	5	0	15
1.窪川	影野小学校(体育館)	826	内陸部		4.7	0.5	8.5	1	9	1	6	3	18
1.窪川	仁井田小学校(体育館)	999	内陸部		5.7	0.6	10.3	1	10	1	7	3	21
1.窪川	東又小学校(体育館)	819	内陸部		4.7	0.5	8.4	1	8	1	5	3	15
1.窪川	B&G海洋センター(体育館)内陸部	698	内陸部		4.0	0.4	7.2	0	7	0	5	0	15
1.窪川	B&G海洋センター(体育館)沿岸部	287	沿岸部	23.6		8.0	42.6	8	43	5	28	15	84
1.窪川	興津保育所 チイサーピスくら貝 防災活動拠点施設	927	沿岸部	76.4		26.0	137.4	26	137	17	89	51	267
2.大正	大正体育館 大正地域振興局 きらら大正(ホール) 田野々小学校(体育館)	1416	内陸部		8.1	0.8	14.5	1	15	1	10	3	30
2.大正	旧下津井小学校(体育館)	82	内陸部		0.5	0.0	0.8	0	1	0	1	0	3
2.大正	大奈路小学校(体育館)	431	内陸部		2.5	0.2	4.4	0	4	0	3	0	9
2.大正	ヴェル花夢	202	内陸部		1.2	0.1	2.1	0	2	0	1	0	3
2.大正	北ノ川小学校(体育館)	682	内陸部		3.9	0.4	7.0	0	7	0	5	0	15
3.十和	旧古城小学校(体育館)	290	内陸部		1.7	0.2	3.0	0	3	0	2	0	6
3.十和	十和地域振興局 十川小学校(体育館)	745	内陸部		4.3	0.4	7.7	0	8	0	5	0	15
3.十和	旧広井小学校(体育館)	271	内陸部		1.5	0.2	2.8	0	3	0	2	0	6
3.十和	十和福祉館十和体育館	966	内陸部		5.5	0.6	9.9	1	10	1	7	3	21
3.十和	昭和小学校(体育館)	312	内陸部		2.9	0.3	5.3	0	5	0	3	0	9
3.十和	十和東部地区交流センター	173	内陸部		1.0	0.1	1.8	0	2	0	1	0	3
合計	沿岸部	1214		100.00		34.0	180.0	34	180	22	117	66	351
	内陸部	17519		100.00		10.0	180.3	9	181	8	120	24	360

※ 人数の端数調整を実施

エリア毎に必要な面積を集計すると、必要面積は以下となる。

- L1 窪川エリア：84 m<sup>2</sup>
- 大正エリア：3 m<sup>2</sup>
- 十和エリア：3 m<sup>2</sup>
- L2 窪川エリア：591 m<sup>2</sup>
- 大正エリア：60 m<sup>2</sup>
- 十和エリア：60 m<sup>2</sup>

なお、遺体検案、安置スペースについては「南海トラフ地震応急期機能配置計画 策定手順書参考資料」内の下表を基に、1 班体制として面積を算定し、一律 51 m<sup>2</sup>とした。

表 15 二次避難所別 1 ヶ月後収容遺体数集計表

必要設備	必要数量	留意事項
遺体洗淨場所	4 m <sup>2</sup> (2 体ずつ)	遺族等の入口と遺体搬入口は別口がよい
検視前遺体安置所	1 遺体あたり 1 m <sup>2</sup>	
検視スペース	1 班 9 m <sup>2</sup> × 2 班体制	班数については、被害者数により増減
歯科所見待ち遺体安置所	1 遺体あたり 1 m <sup>2</sup>	
歯科所見スペース	1 班 12 m <sup>2</sup>	班数については、被害者数により増減
遺体安置スペース	以下で説明あり	
棺組み立て場所	9 m <sup>2</sup>	
物品保管場所	15 m <sup>2</sup>	面積については、被害者数により増減

## (6) 仮埋葬候補地

仮埋葬候補地は、1 ヶ月後の想定収容数から、火葬可能数を除いた数を仮埋葬する必要があるとして計算した。

四万十町単独での火葬可能数は、「広域火葬計画関係資料【別冊】連絡先一覧表 平成 26 年 6 月 高知県健康政策部食品・衛生課」によると、平時可能火葬数 5、最大可能火葬数 7 とされているため、火葬可能数は日当たり 7 体と想定した。

火葬場の稼働は概ね発災 4 日後からとされているが、四万十緑林公園からの啓開日数が概ね 6 日とされており、実際には 4 日後から火葬を開始することは不可能であるとみられる。

火葬場の稼働は啓開完了(6 日)、復旧作業(4 日)を見込み、10 日後から稼働すると想定した。四万十町全体での仮埋葬必要遺体数は以下の通りとなる。

$$L1 : (44 \text{ 人} \times 0.85 - 20 \text{ 日} \times 7 \text{ 体}) = -102 \text{ 体}$$

※火葬可能数が想定収容数を上回る為、仮埋葬の必要なし。

$$L2 : (360 \text{ 人} \times 0.85 - 20 \text{ 日} \times 7 \text{ 体}) = 166 \text{ 体}$$

各2次避難所域の1ヶ月後収容遺体数の比率を下表に示す。

表 16 二次避難所別1ヶ月後収容遺体数集計表

エリア	避難所名	避難所域人口(人) (H22国勢調査)	地域区分	地域区分毎人口割合(%)		避難所域毎死者数(人)		一ヶ月後収容遺体数(体)			
				沿岸部	内陸部	L1	L2	L1	比率(%)	L2	比率(%)
1.窪川	四万十町農協会館	2375	内陸部		13.6	2	24	2	5.263	20	6.452
1.窪川	窪川小学校(体育館)	1367	内陸部		7.8	1	14	1	2.632	12	3.871
1.窪川	窪川中学校(体育館)	1447	内陸部		8.3	1	15	1	2.632	13	4.194
1.窪川	口神ノ川小学校(体育館)	492	内陸部		2.8	0	5	0	0.000	4	1.290
1.窪川	若井川小学校(体育館)	259	内陸部		1.5	0	3	0	0.000	3	0.968
1.窪川	旧丸山小学校(体育館)	367	内陸部		2.1	0	4	0	0.000	3	0.968
1.窪川	川口小学校(体育館)	541	内陸部		3.1	0	6	0	0.000	5	1.613
1.窪川	家地川小学校(体育館)	229	内陸部		1.3	0	2	0	0.000	2	0.645
1.窪川	米奥小学校(体育館)	544	内陸部		3.1	0	6	0	0.000	5	1.613
1.窪川	七里小学校(体育館)	786	内陸部		4.5	0	8	0	0.000	7	2.258
1.窪川	影野小学校(体育館)	826	内陸部		4.7	1	9	1	2.632	8	2.581
1.窪川	仁井田小学校(体育館)	999	内陸部		5.7	1	10	1	2.632	9	2.903
1.窪川	東又小学校(体育館)	819	内陸部		4.7	1	8	1	2.632	7	2.258
1.窪川	B&G海洋センター(体育館)内陸部	698	内陸部		4.0	0	7	0	0.000	6	1.935
1.窪川	B&G海洋センター(体育館)沿岸部	287	沿岸部	23.6		8	43	7	18.421	37	11.935
1.窪川	興津保育所 デイサービスさくら貝 防災活動拠点施設	927	沿岸部	76.4		26	137	22	57.895	116	37.419
2.大正	大正体育館 大正地域振興局 きらら大正(ホール) 田野々小学校(体育館)	1416	内陸部		8.1	1	15	1	2.632	13	4.194
2.大正	旧下津井小学校(体育館)	82	内陸部		0.5	0	1	0	0.000	1	0.323
2.大正	大奈路小学校(体育館)	431	内陸部		2.5	0	4	0	0.000	3	0.968
2.大正	ウェル花夢	202	内陸部		1.2	0	2	0	0.000	2	0.645
2.大正	北ノ川小学校(体育館)	682	内陸部		3.9	0	7	0	0.000	6	1.935
3.十和	旧古城小学校(体育館)	290	内陸部		1.7	0	3	0	0.000	3	0.968
3.十和	十和地域振興局 十川小中学校(体育館)	745	内陸部		4.3	0	8	0	0.000	7	2.258
3.十和	旧広井小学校(体育館)	271	内陸部		1.5	0	3	0	0.000	3	0.968
3.十和	十和隣保館十和体育館	966	内陸部		5.5	1	10	1	2.632	9	2.903
3.十和	昭和小学校(体育館)	512	内陸部		2.9	0	5	0	0.000	4	1.290
3.十和	十和東部地区交流センター	173	内陸部		1.0	0	2	0	0.000	2	0.645
合計	沿岸部	1214		100.00		34	180	38	100	310	100
	内陸部	17519			100.00	9	181				

※ 人数の端数調整を実施

表 16 より、エリア毎の遺体収容数は、

L2において 窪川：約 82.9%、大正：約 8.1%、十和：約 9.0% となる。

この比率を基に1ヶ月後の未火葬遺体を割り振ると、仮埋葬必要面積は以下になる。

窪川エリア：166 体×0.829×7.5=1035.0 m<sup>2</sup>

大正エリア：166 体×0.081×7.5= 105.0 m<sup>2</sup>

十和エリア：166 体×0.090×7.5= 112.5 m<sup>2</sup>

※ 人数の端数調整を実施

## (7) 応急仮設住宅建設用地

【通知】 応急期機能配置計画の前提となる被害想定について(平成 28 年 4 月)より、算出方法が示されている。

・ 応急仮設住宅建設用地 (被害想定のパース : 避難者数)
【計算式】(仮設住宅の必要個数(※1) - 借り上げ住宅として活用可能個数) × 100 m <sup>2</sup>
※1 (避難生活者数/各市町村一世帯平均構成人員) × 必要仮設住宅割合 (※2)
※2 津波被害無市町村 20%、中心市街地以外が津波により被災する市町村 40%、中心市街地が津波により被災する市町村 60%

仮設住宅の必要戸数は、

1 ヶ月後全避難者数 ÷ 各市町村一世帯平均構成人員 (2.42 人) × 必要仮設住宅割合 (40% (中心市街地以外が津波により被災する市町村の場合)) により算定した。

$$L1 : 651 \text{ 人} \div 2.42 \text{ 人} \times 0.4 = 108 \text{ 戸}$$

$$L2 : 8,460 \text{ 人} \div 2.42 \text{ 人} \times 0.4 = 1,398 \text{ 戸}$$

エリア毎の必要数は人口按分により算出した。

$$L1 \text{ 窪川エリア} : 108 \text{ 戸} \times 0.692 = 75 \text{ 戸}$$

$$\text{大正エリア} : 108 \text{ 戸} \times 0.150 = 16 \text{ 戸}$$

$$\text{十和エリア} : 108 \text{ 戸} \times 0.158 = 17 \text{ 戸} - \text{借り上げ戸数 } 30 \text{ 戸} = 0 \text{ 戸}$$

$$L2 \text{ 窪川エリア} : 1,398 \text{ 戸} \times 0.692 = 967 \text{ 戸}$$

$$\text{大正エリア} : 1,398 \text{ 戸} \times 0.150 = 210 \text{ 戸}$$

$$\text{十和エリア} : 1,398 \text{ 戸} \times 0.158 = 221 \text{ 戸} - \text{借り上げ戸数 } 30 \text{ 戸} = 191 \text{ 戸}$$

なお、十和エリアについては既存施設借り上げとして旧古城小学校(14 戸)、ライダーズイン 四万十(16 戸)の合計 30 戸分を控除する。

## (8) 災害廃棄物仮置場

高知県では「高知県災害廃棄物処理計画（平成26年9月）」が策定されていることから、災害廃棄物仮置場については上記計画に基づいて整理した。

表 17 四万十町における災害廃棄物の仮置場必要面積推計

被災ケース	仮置場必要面積 (㎡)			
	可燃物	不燃物	津波堆積物	計
L1	3,333	3,628	19,361	26,322
L2	41,429	45,714	34,886	122,029

なお、この数値は高知県が算出したものであり、

- ・可燃物及び不燃物については各市町村の固定資産台帳、
- ・津波堆積物については各市町村の浸水面積

を原単位としているため、必要面積をエリア毎に分割することは困難である。

参考として、可燃物及び不燃物は人口比率により按分、津波堆積物は窪川エリアのみで発生するものとし、エリア毎の必要面積を試算した。

表 18 四万十町における災害廃棄物の仮置場必要面積推計

被災ケース	エリア	仮置場必要面積(m2)			
		可燃物	不燃物	津波堆積物	計
L1	窪川エリア	2,306	2,511	19,361	24,178
	大正エリア	500	544	0	1,044
	十和エリア	527	573	0	1,100
L2	窪川エリア	28,669	31,634	34,886	95,189
	大正エリア	6,214	6,857	0	13,071
	十和エリア	6,546	7,223	0	13,769

(9) まとめ

表 19 各機能の必要数量・確保数量の算定方法

機能	必要面積の算定方法	L1			L2		
		窪川	大正	十和	窪川	大正	十和
応急救助機関 活動拠点	県より通知	-	-	-	-	-	-
1日後	避難所避難者数 (1日後、1週間後、1ヶ月後) × 3m <sup>2</sup>	1710 m <sup>2</sup>	171 m <sup>2</sup>	99 m <sup>2</sup>	9627 m <sup>2</sup>	981 m <sup>2</sup>	549 m <sup>2</sup>
1週間後		1953 m <sup>2</sup>	198 m <sup>2</sup>	111 m <sup>2</sup>	10077 m <sup>2</sup>	1023 m <sup>2</sup>	579 m <sup>2</sup>
1ヶ月後		501 m <sup>2</sup>	51 m <sup>2</sup>	30 m <sup>2</sup>	6564 m <sup>2</sup>	669 m <sup>2</sup>	375 m <sup>2</sup>
医療救護所	想定負傷者数 × 中等症・重症患者の割合 (0.3) × 5m <sup>2</sup>	470 m <sup>2</sup>	105 m <sup>2</sup>	110 m <sup>2</sup>	1870 m <sup>2</sup>	405 m <sup>2</sup>	430 m <sup>2</sup>
市町村物資 集積所	物資必要数量 ÷ 2 ÷ 1m <sup>2</sup> の積み上げ段数 × 底面積 (m <sup>2</sup> ) × 2	48 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>	9 m <sup>2</sup>	265 m <sup>2</sup>	44 m <sup>2</sup>	34 m <sup>2</sup>
遺体検案・ 安置所	想定死者数 × 0.65 × 3m <sup>2</sup> + 検視・検案スペース(51m <sup>2</sup> )	135 m <sup>2</sup>	54 m <sup>2</sup>	54 m <sup>2</sup>	642 m <sup>2</sup>	111 m <sup>2</sup>	111 m <sup>2</sup>
仮埋葬地	{想定死者数 × 0.85 - (30-4)} × 市町村の最大日当たり火葬数} × 3m <sup>2</sup>	-	-	-	1035 m <sup>2</sup>	105 m <sup>2</sup>	112.5 m <sup>2</sup>
応急仮設住宅 建設用地	高知県応急仮設住宅供給計画記載	75 戸	16 戸	0 戸	967 戸	210 戸	191 戸
災害廃棄物 仮置場	高知県災害廃棄物処理計画ver.1記載	24178 m <sup>2</sup>	1044 m <sup>2</sup>	1100 m <sup>2</sup>	95189 m <sup>2</sup>	13071 m <sup>2</sup>	13769 m <sup>2</sup>

## 6. 農地利用の検討

応急仮設住宅建設用地、災害廃棄物仮置場については、確保面積が不足する為、農地借り上げを視野に入れた検討が必要である。

以下に、確保量と過不足について示す。

表 20 公共用地での確保量と過不足（最大）

被災ケース		応急仮設住宅建設用地	災害廃棄物仮置場
L1	必要面積 (㎡)	10,800	26,322
	確保面積 (㎡)	26,243	41,884
	過不足 (㎡)	15,443	15562
L2	必要面積 (㎡)	139,800	122,029
	確保面積 (㎡)	26,243	41,884
	過不足 (㎡)	-113,557	-80,145

耕地面積は農林水産省の調査データを使用した。

平成 18 年に実施された調査では四万十町全体での耕地面積は 2660ha であり、耕地利用率は 86.8%となっている。

これより、2660ha の内耕地利用をしていない 13.2% (約 351ha) については使用できる可能性が高いと思われる。

不足面積(L2 の場合) 193,702 ㎡に対し約 3,510,000 ㎡となり、使用許可が実現した場合には十分な面積が確保できる。

## 7. 広域での調整

以上の検討でも不足する機能については、隣接する市町村や高知県内全体で調整することとなる。各市町村の不足する機能および量をフェーズごとにとりまとめ、高知県南海トラフ地震対策課と協議・調整する。

調整をした結果は、それぞれの市町村の応急期機能配置計画へ反映する。

## 8. 施設リストの作成

収集した資料及び既定計画での指定施設の状況を踏まえ、各機能の対象となる施設リストを作成する。作成したものを巻末資料として添付する。

---

## 卷末資料

---

### 施設リスト(窪川エリア)

---

No	施設名称	郵便番号	所在地(住所)	管理者及び所有者	位置情報(WGS)		施設の高さ (m)	耐火性の有無	施設構造	避難施設の設備		避難所の備品		津波浸水の有無		土砂災害等危険箇所		地域防災計画による防災状況		
					緯度	経度				通信設備	非常用非電設備	トイレ	食料	水	避難所外	避難所	避難所	避難所	避難所	避難所
窪川-1	窪川小学校(休校中)	786-0064	窪川1689-3	他 四方十町	33.165833	133.072433	186.3	有	鉄	有	和	和	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-2	窪川小学校体育館(休校中)	786-0064	窪川1689-3	他 四方十町	33.165833	133.072433	459.0	有	鉄	有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-3	窪川小学校グラウンド(休校中)	786-0064	窪川1689-3	他 四方十町	33.165833	133.072433	1641.0	-		有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-4	窪川小学校	786-0032	窪川653	町 四方十町	33.275833	133.171111	465.6	有	木	有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-5	窪川小学校体育館	786-0032	窪川653	町 四方十町	33.275833	133.171111	460.8	有	鉄	有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-6	窪川小学校グラウンド	786-0032	窪川653	町 四方十町	33.275833	133.171111	485.0	-		有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-7	窪川小学校(休校中)	786-0073	窪川11208	町 四方十町	33.196944	133.108333	276.6	有	鉄	有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-8	窪川小学校体育館(休校中)	786-0073	窪川11208	町 四方十町	33.196944	133.108333	344.3	有	鉄	有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-9	窪川小学校グラウンド(休校中)	786-0073	窪川11208	町 四方十町	33.196944	133.108333	1255.0	-		有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-10	窪川小学校	786-0042	窪川502	町 四方十町	33.224495	133.196107	509.4	有	鉄	有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-11	窪川小学校体育館	786-0042	窪川502	町 四方十町	33.224495	133.196107	520.0	有	鉄	有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-12	窪川小学校グラウンド	786-0042	窪川502	町 四方十町	33.224495	133.196107	3882.0	-		有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-13	窪川小学校	786-0013	窪川500-4	町 四方十町	33.211944	133.134167	1115.4	有	鉄	有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-14	窪川小学校体育館	786-0013	窪川500-4	町 四方十町	33.211944	133.134167	536.8	有	鉄	有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-15	窪川小学校グラウンド	786-0013	窪川500-4	町 四方十町	33.211944	133.134167	6120.0	-		有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-16	七重小学校	786-0082	七重1214	町 四方十町	33.263611	133.130833	390.0	有	鉄	有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-17	七重小学校体育館	786-0082	七重1214	町 四方十町	33.263611	133.130833	301.9	有	鉄	有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-18	七重小学校グラウンド	786-0082	七重1214	町 四方十町	33.263611	133.130833	1380.0	-		有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-19	仁井田小学校	786-0021	仁井田1920	町 四方十町	33.245556	133.160833	429.0	有	鉄	有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-20	仁井田小学校体育館	786-0021	仁井田1920	町 四方十町	33.245556	133.160833	456.0	有	鉄	有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-21	仁井田小学校グラウンド	786-0021	仁井田1920	町 四方十町	33.245556	133.160833	3553.0	-		有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-22	田山小学校体育館(休校中)	786-0094	窪川605-4	町 四方十町	33.238994	133.127131	368.0	有	鉄	有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-23	田山小学校グラウンド(休校中)	786-0094	窪川605-4	町 四方十町	33.238994	133.127131	3234.0	-		有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-24	窪川小学校	786-0074	窪川1108	町 四方十町	33.200000	133.081667	378.6	有	鉄	有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-25	窪川小学校体育館	786-0074	窪川1108	町 四方十町	33.200000	133.081667	448.0	有	鉄	有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-26	窪川小学校グラウンド	786-0074	窪川1108	町 四方十町	33.200000	133.081667	4084.0	-		有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-27	米島小学校	786-0095	米島149	町 四方十町	33.282405	133.110057	395.4	有	鉄	有	和	和	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-28	米島小学校体育館	786-0095	米島149	町 四方十町	33.282405	133.110057	336.0	有	鉄	有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-29	米島小学校グラウンド	786-0095	米島149	町 四方十町	33.282405	133.110057	8182.0	-		有	和・洋	和・洋	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-30	若井小学校(休校中)	786-0062	若井1531	町 四方十町	33.176111	133.121667	742.0	無	鉄	有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-31	若井小学校体育館(休校中)	786-0062	若井1531	町 四方十町	33.176111	133.121667	351.0	無	鉄	有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-32	若井小学校グラウンド(休校中)	786-0062	若井1531	町 四方十町	33.176111	133.121667	1047.0	-		有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-33	窪川中学校	786-0011	窪川493-1	町 四方十町	33.215556	133.127222	1998.3	有	鉄	有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-34	窪川中学校体育館	786-0011	窪川493-1	町 四方十町	33.215556	133.127222	896.0	有	鉄	有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-35	窪川中学校グラウンド	786-0011	窪川493-1	町 四方十町	33.215556	133.127222	2520.0	-		有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-36	窪川運動場野球場	786-0042	窪川665	町 窪川町	33.225819	133.190656	25196.0	-		有	和	和	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-37	窪川運動場野球場	786-0043	窪川405-4	町 四方十町	33.223032	133.186673	1283.0	有	鉄	有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-38	窪川運動場管理棟	786-0003	窪川494	町 四方十町	33.192058	133.145725	127.3	有	鉄	有			6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-39	窪川運動場多目的広場	786-0003	窪川494	町 四方十町	33.191806	133.146615	11232.2	-		有			6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-40	窪川運動場テニスコート	786-0003	窪川494	町 四方十町	33.191276	133.146111	7081.7	-		有			6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-41	窪川運動場野球場	786-0003	窪川494	町 四方十町	33.191151	133.145992	10236.6	-		有			6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-42	窪川十峰緑地公園	786-0011	窪川434-1	町 四方十町	33.213440	133.128674	31023.6	-		有			6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-43	窪川十峰緑地公園ゲート前広場	786-0011	窪川434-1	町 四方十町	33.212185	133.127518	1323.2	-		有			6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-44	窪川運動場	786-0026	窪川294-1	町 四方十町	33.231111	133.149167	4102.2	-		有			6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-45	窪川運動場	786-0042	窪川808	町 四方十町	33.224071	133.195569	311.2	有	鉄	有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-46	窪川運動場	786-0043	窪川791	町 四方十町	33.223530	133.187519	273.0	有	鉄	有			6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-47	窪川運動場	786-0043	窪川405-4	町 四方十町	33.223032	133.186673	3166.7	-		有			6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-48	窪川運動場	786-0096	窪川10133-7	町 四方十町	33.292008	133.103791	29.8	有	木	有	和	和	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-49	窪川運動場	786-0096	窪川10133-3	町 四方十町	33.275332	133.171849	93.2	有	木	有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-50	窪川運動場	786-0032	窪川661-1	町 四方十町	33.264830	133.170017	73.7	有	木	有	和	和	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-51	窪川運動場	786-0021	窪川763-1	町 四方十町	33.246068	133.160970	188.0	有	木	有	和	和	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-52	窪川運動場	786-0021	窪川763-1	町 四方十町	33.246068	133.160970	188.0	有	木	有	和	和	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-53	窪川運動場	786-0004	窪川313	町 四方十町	33.208124	133.134962	1245.3	有	鉄	有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-54	窪川運動場	786-0008	窪川571-7	町 四方十町	33.212296	133.138633	705.2	有	鉄	有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-55	窪川運動場	786-0008	窪川571-7	町 四方十町	33.211229	133.138944	1628.8	-		有	和・洋	和・洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-56	窪川運動場	786-0028	窪川386-13	町 四方十町	33.222749	133.139464	49.7	有	木	有	和	和	5強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-57	窪川運動場	786-0018	窪川465-1	町 四方十町	33.222399	133.125168	216.0	有	木	有	和	和	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-58	窪川運動場	786-0086	窪川463-2	町 四方十町	33.227357	133.127657	37.7	有	木	有	洋	洋	6強	無	無	無	無	無	無	無
窪川-59	窪川運動場	786-0002	窪川1238-1	町 四方十町	33.262290	133.131391	70.0	有	木	有	和	和	7	無	無	無	無	無	無	無
窪川-60	窪川運動場	786-0095	窪川240-1	町 四方十町	33.282746	133.107985														







---

## 施設リスト(大正エリア)

---





---

## 施設リスト(十和エリア)

---









---

# 南海トラフ地震応急期機能配置計画

## 策定手順書参考資料集

平成 27 年 5 月

高知県 南海トラフ地震対策課

---

---

## 目 次

1. 応急期機能配置計画策定手順書における各機能の配置要件.....	1
1.1 応急救助機関活動拠点.....	1
1.1.1 配置要件.....	1
1.1.2 配置期間.....	2
1.1.3 箇所数.....	3
1.2 避難所.....	4
1.2.1 配置要件.....	4
1.2.2 必要面積.....	4
1.2.3 配置期間.....	4
1.2.4 レイアウト（例）.....	5
1.3 医療救護所.....	7
1.3.1 配置要件.....	7
1.3.2 必要数量.....	7
1.4 市町村物資拠点.....	9
1.4.1 配置要件.....	9
1.4.2 必要面積.....	9
1.4.3 設置箇所数.....	10
1.4.4 配置期間.....	10
1.5 遺体検案・安置所.....	11
1.5.1 配置要件.....	11
1.5.2 必要面積.....	12
1.5.3 配置期間.....	14
1.5.4 設置箇所数及びロケーション.....	14
1.6 仮埋葬候補地.....	15
1.6.1 配置要件.....	15
1.6.2 仮埋葬地の配置（例）.....	16
1.6.3 必要面積.....	17
1.6.4 配置期間.....	17
1.7 応急仮設住宅建設用地.....	18
1.7.1 標準設計の要件.....	18
1.7.2 建設用地の要件.....	18
1.7.3 配置期間.....	19

---

---

1.7.4 必要数量.....	20
<b>1.8 災害廃棄物仮置場.....</b>	<b>22</b>
1.8.1 配置要件.....	22
1.8.2 必要面積.....	23
1.8.3 配置期間.....	25
1.8.4 事前選定方法.....	26
<b>2. 東日本大震災時の事例.....</b>	<b>27</b>
<b>3. 施設類型による機能適性度判断.....</b>	<b>28</b>

---

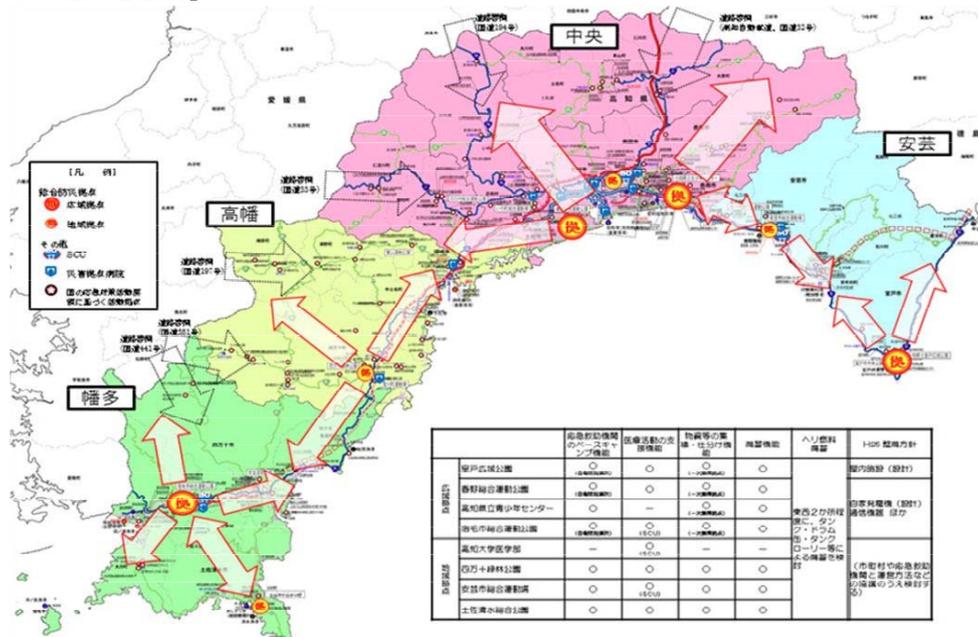
# 1. 応急期機能配置計画策定手順書における各機能の配置要件

## 1.1 応急救助機関活動拠点

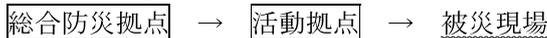
### 1.1.1 配置要件

本県では、応急救助機関については、各地域にある総合防災拠点（広域拠点・地域拠点）に一旦受け入れ、各被災現場に進出することとしている。

【総合防災拠点配置図】



【救助機関の流れ】



国の具体計画における活動拠点の条件は、以下のとおりとされているが、各市町村単位で必要面積を満たす用地を確保することは困難。

よって、本手順書では、各市町村において、一定規模の面積を有し（概ね1,500㎡以上）、浸水等の影響がない用地については、「応急救助機関活動拠点候補地」として選定することとする（警察、消防、自衛隊で区別せず、総合防災拠点に集まった救助機関が進出し、車輛の駐車や隊員の宿営場所等、救助機関が活動する拠点とする。実際の活動拠点については、被災状況を鑑み判断する。）。

【参考】「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」拠点候補地の選定にあたっての考え方

- 「活動拠点」（応援派遣部隊の活動拠点）の条件
- (1) 緊急消防援助隊の活動拠点（活動規模：消防車両25台、100人）
    - ① 駐車場となる面積：2,000㎡以上
    - ② 野外宿泊に必要な面積：1,000㎡以上（ただし、宿泊施設（宿泊可能な床面積620㎡以上）が隣接している場合は必要ない）
    - ③ 拠点確保数：概ね1市町村1箇所程度、少なくとも1消防本部1箇所以上
    - ④ 幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい
  - (2) 警察災害派遣隊の活動拠点（活動規模：車両約30台、約100人）
    - ① 大型車両の出入りが容易な駐車場の敷地面積：1,500㎡以上
    - ② 拠点確保数：概ね1市町村1箇所程度、少なくとも警察署管内ごとに1箇所程度

- ③避難所、遺体安置所等と重複しない場所
  - ④幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい
- (3) 自衛隊災害派遣部隊の活動拠点 (活動規模：1 個連隊約 400 人)
- ①部隊の管理施設、野営施設、駐車場等が展開可能な面積 15,000m<sup>2</sup> 以上
  - ②拠点確保数：概ね 1 市町村 1 箇所程度、駐屯地が所在する市町村は確保不要
  - ③幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい



【岩手県遠野運動公園 (東北地方整備局)】



【岩手県田野畑村】



【岩手県釜石市】

### 1.1.2 配置期間

「東日本大震災—宮城県の6ヶ月間の災害対応とその検証—平成24年3月 宮城県」によると、応急救助機関の活動の活動実績は下記のとおりである。

#### 【警察】

【緊急消防援助隊】発災から2ヶ月半程度

H23/5/10 新潟県隊引揚げ (緊急消防援助隊陸上部隊全体引揚げ)、指揮支援部隊 (札幌市消防局) 引き揚げ

H23/5/31 宮城県広域消防相互応援活動終了

【自衛隊】発災から4ヶ月半程度

H23/8/1 宮城県知事より東北地方太平洋沖地震災害撤収要請

宮城県における災害派遣を終了 (岩手県：7/26、福島県：9/9)

発災後から概ね3ヶ月とする。

---

### 1.1.3 箇所数

概ね、市町村毎に1箇所以上とするが、地域状況（市町村域が大きく、生活圏が旧市町村単位で分かれている場合や、逆に市町村及び近隣市町村の面積が狭く、1拠点で複数市町村をカバーできる場合など）によっては、一市町村に複数若しくは、複数市町村で1箇所候補地を選定する。

## 1.2 避難所

### 1.2.1 配置要件

規模	設備	環境
<input type="checkbox"/> 一人当たりの面積が 2㎡以上確保する必要 ↓ 通路面積を考慮し、3㎡/人とする	<input type="checkbox"/> 食料、飲料水、生活水の備蓄、トイレ設備、仮設トイレの備蓄 <input type="checkbox"/> 非常用電源および通信施設	<input type="checkbox"/> 公共の施設を基本とし、長期的避難生活可能なスペースを有しており、災害により重大な被害がおよばない施設であること(耐震性、耐火性、津波浸水) <input type="checkbox"/> バリアフリー化されていることが望ましい

#### 【高知県地域防災計画（一般対策編 抜粋）

<p>○長期的な避難所の選定基準</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇耐震構造を有するなど安全な建物であること</li> <li>◇避難者一人当たりの面積が、概ね 2㎡以上であること</li> <li>◇水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること</li> </ul> </div>
--



【岩手県大船渡市】

### 1.2.2 必要面積

<p><b>【避難所必要面積の計算式】</b>  <b>=避難所避難者数（1日後、1週間後、1ヶ月後）× 3㎡</b></p>
---

※ 2週間後の圏域最大の避難所避難者数については、「平成 26 年度 避難所確保対策事業委託業務 平成 26 年 9 月 高知県」に記載あり

### 1.2.3 配置期間

原則、避難所については、発災後から避難者を収容し、応急仮設住宅への入居等により避難者が減少する。その為、応急仮設住宅の完成状況により順次閉鎖することとなる。

しかし、学校施設の避難所利用に関しては、発災後から一定期間が過ぎると教育活動の早期再開のため、避難所機能の閉鎖や縮小をしなければならない。

平成 23 年 7 月「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会）によると、発災後 1 ヶ月から教育活動を再開するため、学校施設が避難所から、教育活動と避難所機能の同居という形態に移行し、その後順次、避難所の閉鎖に向かっていくこととなっている。

そのため、各学校の避難所としての配置期間は、学校施設利用計画により個別に判断されるものとなる。

本手順書においては、避難所の配置期間（利用開始時期及び終了時期）について、以下のとおり設定するが、各施設の利用計画を定めている場合は、その定めによる。

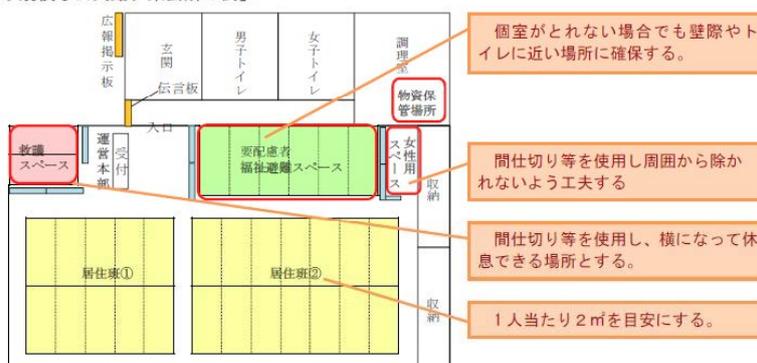
施設類型	利用開始時期	利用終了時期
学校 体育館	発災後	3ヶ月
学校 校舎	発災後	1ヶ月
公営体育館 等	発災後	避難者が解消するまで
公民館・集会所	発災後	避難者が解消するまで

※その他については、各施設毎に判断する

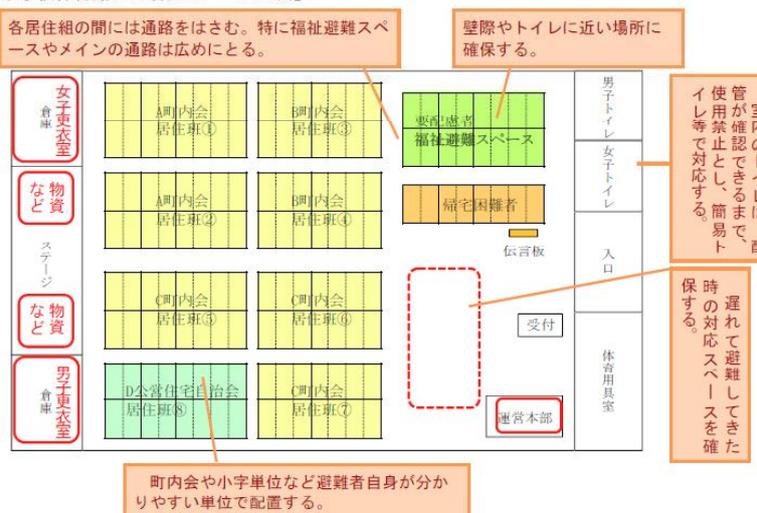
### 1.2.4 レイアウト (例)

避難所の配置については、大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き（第1版）で、例示されている。

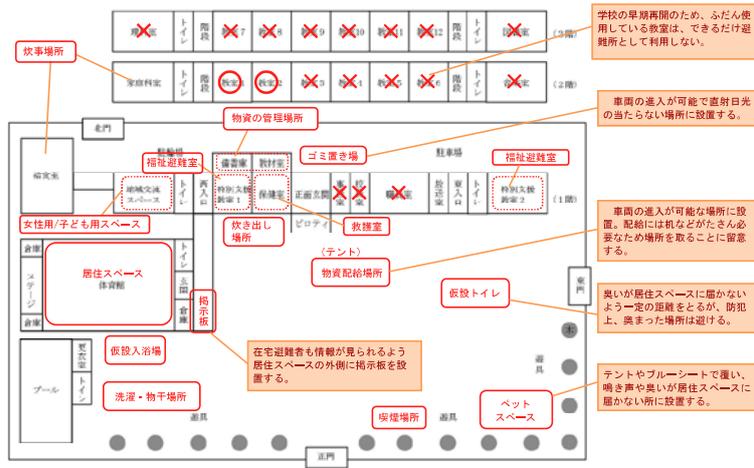
【小規模な公民館、集会所の例】



【小学校体育館での居住スペースの例】



【小学校校舎・グラウンドの配置例】



## 1.3 医療救護所

### 1.3.1 配置要件

規模	設備	環境
<input type="checkbox"/> 負傷者の応急処置や救護病院へ重症者等を搬送するまでの間、横にすることができるスペースを確保する	<input type="checkbox"/> 応急処置等に必要な医療資機材（医療救護計画P8参照）	<input type="checkbox"/> 屋内施設 <input type="checkbox"/> 津波浸水区域外 <input type="checkbox"/> 耐震性あり

原則、当該市町村で指定されている施設。

ただし、現時点で孤立等が想定される地域に、医療救護所の指定がない場合で、配置する施設等も無い場合については、避難者が集まる避難所等にスペースを確保することが望ましい。

学校施設を利用する場合は、校舎であれば、できるだけ1Fに確保する。

体育館の場合であれば、パーテーションで一定、避難者区域と分けて確保する。

### 1.3.2 必要数量

想定されている負傷者に対して、トリアージ上、赤とされる負傷者が概ね1割、黄とされる負傷者が2割※とされており、その者を救護病院へ搬送する間、横にすることができるスペースを確保することとする。

※割合は、阪神・淡路大震災、東日本大震災における知見や有識者の意見を踏まえて、県が概ねの割合として設定

**【医療救護所必要面積の計算】**  
 = 想定負傷者数 × 中等症・重症患者の割合 (0.3) × 5㎡ (ベッド及び各機材のスペースを含む)

※救護病院への搬送すれば、スペースが空くため、近隣の救護病院の稼働状況や時間の経過等により、必要面積は減ることが想定される。

【高知県災害時医療救護計画 抜粋】

医療救護所のイメージ

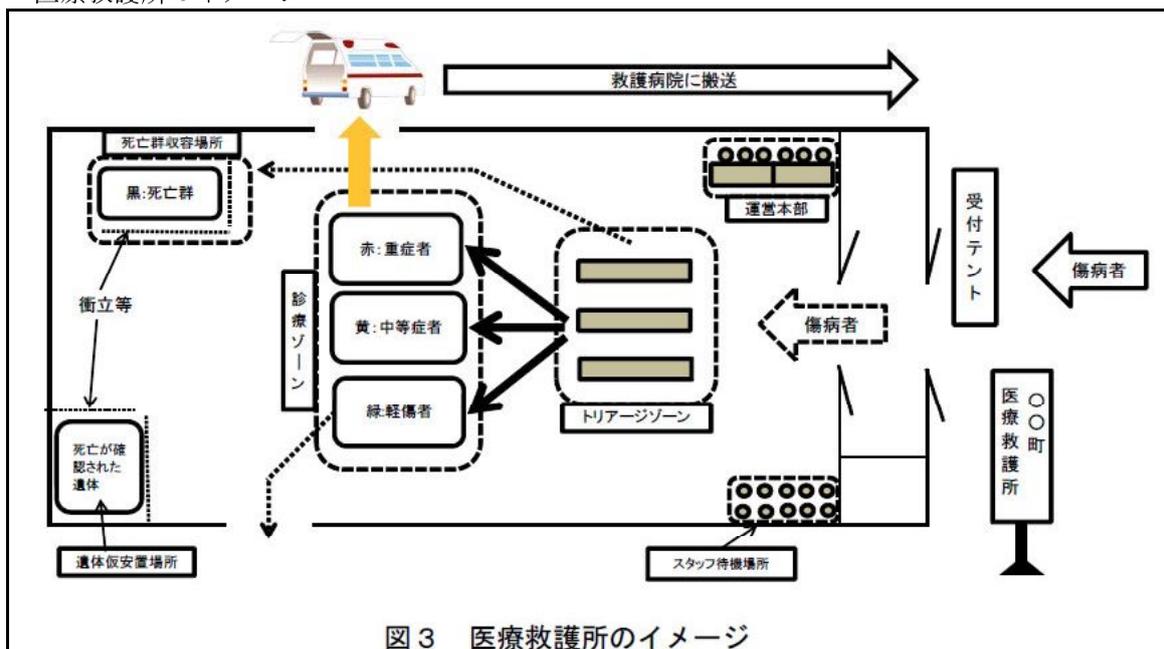


図3 医療救護所のイメージ

表 11-1 トリアージカテゴリー

順位	分類	識別色	傷病状態及び病態	具体的事例
第1順位	最優先治療群 (重症群)	赤色 (Ⅰ)	生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの。窒息、多量の出血、ショックの危険のあるもの。	気管閉塞、呼吸困難、意識障害、多発外傷、ショック、多量の外出血、内気胸、胸部開放創、腹腔内出血、腹膜炎、広範囲熱傷、気道熱傷、クラッシュシンドローム、多発骨折など
第2順位	待機的治療群 (中等症群)	黄色 (Ⅱ)	多少治療の時間が遅れても、生命に危険がないもの。基本的には、バイタルサインが安定しているもの。	全身状態が比較的安定しているが、入院を要する程度の傷病者(脊髄損傷、四肢長管骨骨折、脱臼、中等熱傷など)
第3順位	保留群 (軽症群)	緑色 (Ⅲ)	上記以外の軽易な傷病で、殆んど専門医の治療を必要としないものなど。	外来処置が可能な傷病者(四肢骨折、脱臼、打撲、捻挫、擦過傷、小さな切創及び挫創、軽度熱傷、過喚起症候群など)
第4順位	死亡群	黒色 (Ⅳ)	既に死亡しているもの、または明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生可能性のないもの。	圧迫、窒息、高度脳損傷、高位頸髄損傷、心大血管損傷、内臓破裂等により心肺停止状態など

## 1.4 市町村物資拠点

### 1.4.1 配置要件

規模	設備	環境
<input type="checkbox"/> 必要物資を集積する面積を計上する。 <input type="checkbox"/> 集積エリアに加え、荷卸し・積み込みの面積が必要	<input type="checkbox"/> 屋根があること <input type="checkbox"/> トラック（4t 以上、できれば 8t 車）が出入りできること <input type="checkbox"/> 民間等の倉庫、フォークリフト等の運搬、積載機能等があればよい	<input type="checkbox"/> 幹線道路に近いこと <input type="checkbox"/> 避難所へのアクセスが良いこと

### 1.4.2 必要面積

必要面積は、県の総合防災拠点における支援物資の集積・仕分け機能と同じ方法で算定する（必要面積は、発災後 1 週間における国等からの主な調達物資の 1/2 を一時保管することとしている。）。

#### 【一時保管施設の必要面積】（屋内）

- ① 県の被害想定（L1、L2）より、発災後 1 週間の必要数量を算定（下表（A））
- ② 必要数量の 1 / 2 を一時保管するものとする。
- ③ 各品目の寸法から、積み上げ 1 m とした場合の一時保管に必要な床面積を算定（下表（C））
- ④ 物資の搬入・搬出スペースや作業スペースを確保する必要があるため、③のスペースと同数（2 倍する）を確保
- ⑤ ③+④の面積が各市町村の物資拠点の必要面積とする。

品目	必要数量		1 ケース当たりサイズ				段数(D) ※1m積
	計算式(A)	単位	数量(B)	底辺		高さ cm	
				cm	m(C)		
食糧	1日後避難所避難者数×3食×7日	食	60食	49.2×32.2	0.16	20.1	5
水	1日後避難所避難者数×3食×7日	ℓ	12ℓ	19×32.5	0.06	32.5	3
粉ミルク	0歳児人口×140g×7日	kg	9.5kg	27.2×54.0	0.15	19.3	5
毛布	1日後避難所避難者数×2枚	枚	10枚	54.0×74.0	0.40	30	3
おむつ	高齢者人口+小児人口×8枚×7日	枚	60枚	40.0×70.0	0.28	50	2
簡易トイレ	1日後避難所避難者数/100人	基	1基	93.0×125.0	1.16	34	3

#### 【集積・仕分け機能（操車場、荷捌場、駐車場）】（屋外）

総合防災拠点における集積・仕分け機能については、一時保管面積の 4 倍のスペースを確保することとしている（屋外用地）。

市町村物資集積拠点の集積・仕分け機能においては、4 倍の面積まで必要としないが、4t トラック（出来れば 8 t トラック）が、進入でき、作業できるスペースが必要。

#### 【市町村物資集積所必要面積の計算式】

＝物資必要数量（A）÷ 2（一時保管分）÷ 段数（D）× 底辺面積（C）× 2（通路スペース）  
 ※上記に加え、集積・仕分けができる屋外スペースが必要

### 【物資集積所写真】



【宮城県七ヶ浜町】



【宮城県仙台市】



【岩手県大槌町】

#### 1.4.3 設置箇所数

原則、各市町村に1箇所とするが、各市町村の状況によっては、（市町村域が大きく、生活圏が旧市町村単位で分かれている場合など）複数選定する必要がある。

#### 1.4.4 配置期間

開設については、発災後から、避難所が閉鎖するまでの間とする。

## 1.5 遺体検案・安置所

### 1.5.1 配置要件

規模	設備	環境
<input type="checkbox"/> 遺体1体 1.5×2m <sup>2</sup> (通路スペースを考慮して3m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 検視、検案の場合：1 遺体につき最低 2m <sup>2</sup> ×1.5m <sup>2</sup> 必要 <input type="checkbox"/> 安置所の場合：棺のサイズが必要・・・1.5×2m <sup>2</sup> 程度 <input type="checkbox"/> できるだけ多くの遺体を1か所で収容できる <input type="checkbox"/> 資機材備蓄及び棺組立場所の確保	<input type="checkbox"/> 屋内施設 <input type="checkbox"/> 水道設備があること <input type="checkbox"/> コンクリート打ちされた場所 <input type="checkbox"/> 油水分離槽(あることが望ましい)	<input type="checkbox"/> 安置所と検案所が連動できる場所であること <input type="checkbox"/> 道路が寸断される可能性の低いところ <input type="checkbox"/> 避難所に隣接しないこと <input type="checkbox"/> ごみ集積場に隣接しないこと <input type="checkbox"/> 電話等の通信手段がある環境 <input type="checkbox"/> トイレ等があること

### 【高知県広域火葬計画 抜粋】

#### 2-3 遺体の保存対策

##### (1) 遺体検案所、安置所の確保

市町村は検案所及び安置所（以下「安置所等」という。）の設置に関し、あらかじめ関係機関と協議を行い条件整備に努め、原則として下記の条件を満たす施設を安置所等として確保し、管理全般に関する事項を定め、努めて場所を事前に指定・公表する。なお、遺体の取り扱いについては、死者に対する礼を失することなく遺体を適切に取扱うとともに遺族の感情にも十分配慮して行動するものとする。また警察本部は、検案に際し法医学会、高知県医師会及び高知県歯科医師会と連携し、迅速に検案できるよう体制を整える。

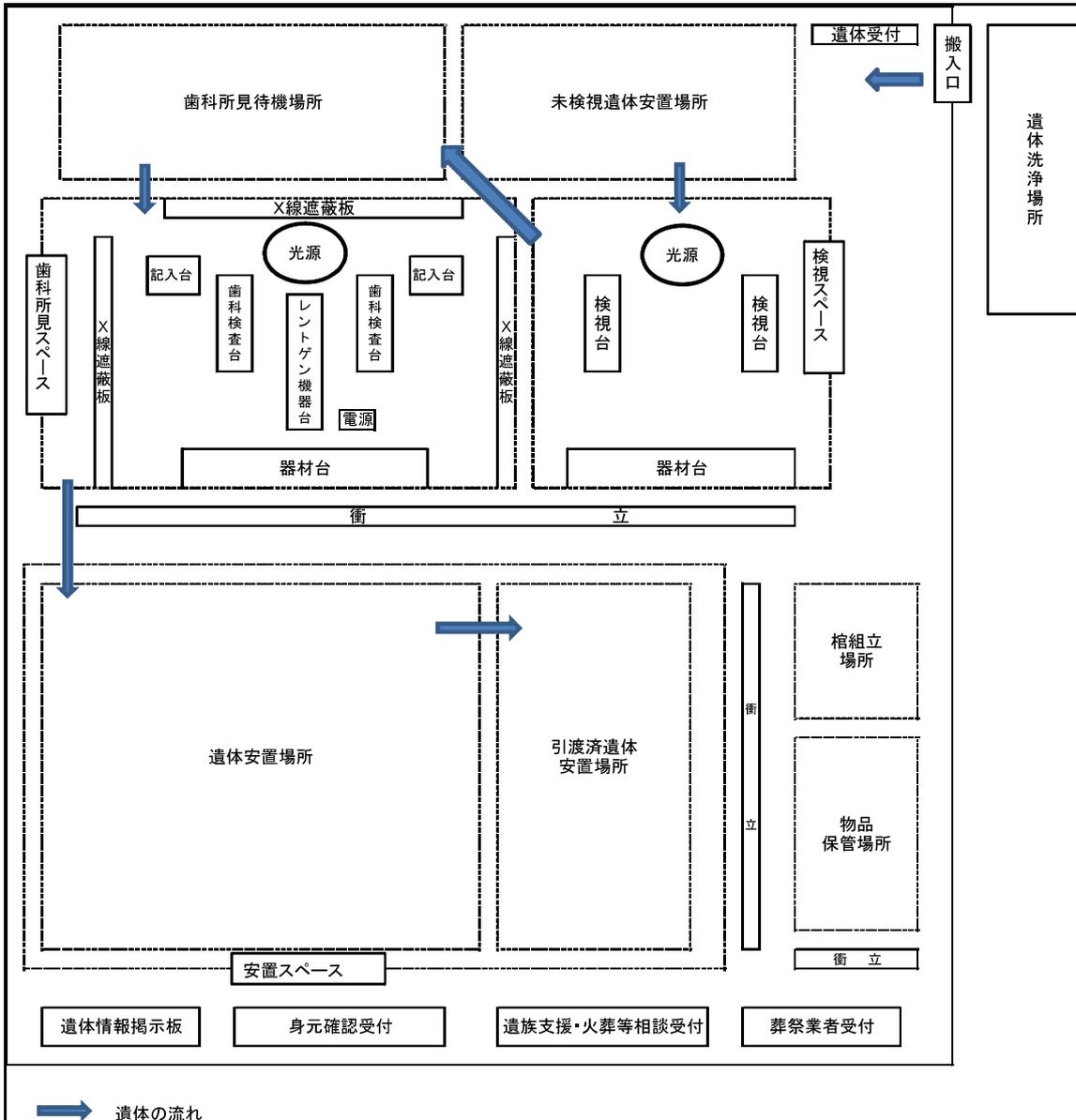
- ① 検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所であること
- ② 家族を捜索する住民の負担、安置所等の管理を担当する市町村職員等の体制を考慮し、できるだけ多くの遺体が1箇所で検案及び安置できること  
 また、墓地、埋葬等に関する法律により身元不明の遺体等については、死亡地の市町村長が火葬等を行うことになっており、旅行者や津波等により他の自治体から流された遺体を安置する場合もあるので、市町村内における想定以上の遺体数を安置することを考慮すること
- ③ 検案所は、海水に浸かった遺体等を洗浄する必要があることも考慮し、水道水等が確保でき、コンクリート打ちされた場所で、かつ屋根があること  
排水については、油水分離槽を設けることが望ましい
- ④ 道路が寸断される可能性の低いところであること
- ⑤ 安置所についても屋内施設であることが望ましいが、状況によりテント等を使用するときは4面張りとする

### 1.5.2 必要面積

遺体安置・検案所については、下記のものが必要

必要設備	必要数量	留意事項
遺体洗浄場所	4 m <sup>2</sup> (2体ずつ)	遺族等の入口と遺体搬入口は別口がよい
検視前遺体安置所	1遺体あたり1m <sup>2</sup>	
検視スペース	1班9m <sup>2</sup> ×2班体制	班数については、被害者数により増減
歯科所見待ち遺体安置所	1遺体あたり1m <sup>2</sup>	
歯科所見スペース	1班12m <sup>2</sup>	班数については、被害者数により増減
遺体安置スペース	以下で説明あり	
棺組み立て場所	9m <sup>2</sup>	
物品保管場所	15m <sup>2</sup>	面積については、被害者数により増減

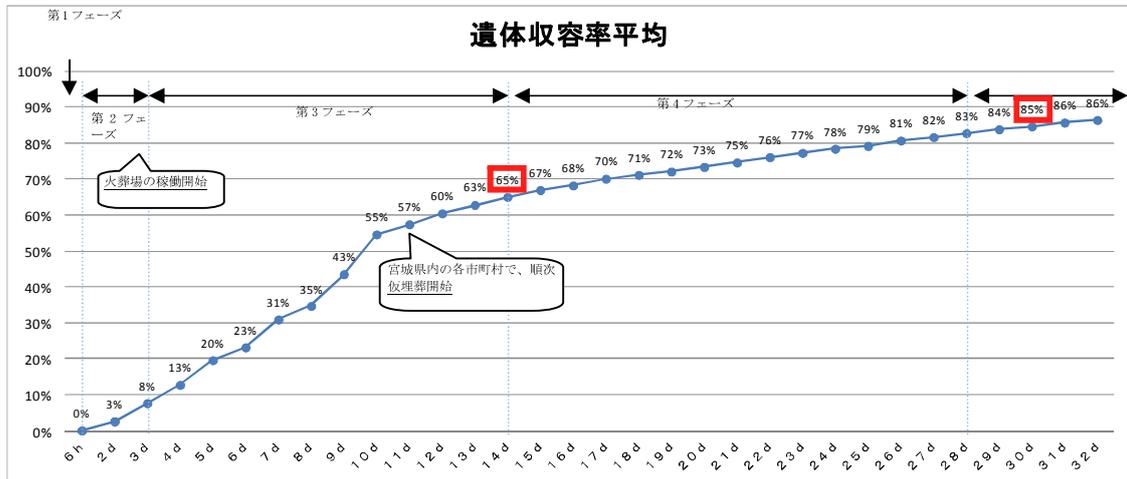
#### 【配置例】



※利用する施設により、検案・検視と安置スペースを別の部屋にする等、配置については変更になることが想定される。

## 【安置場所の必要面積】

東日本大震災で、岩手県及び宮城県で遺体発見数の多かった市町村（岩手県釜石市、陸前高田市、宮城県石巻市・東松島市）で日ごとの遺体収容数が判明している3市（釜石市以外）の発災から1ヶ月までの遺体収容数を平均したものが下記のとおり。



※各市の最終的に発見された遺体数に対して、発災から1ヶ月の間にどのぐらい発見されたかの割合の平均値

総死者数に対して、1ヶ月で85%の遺体が収容されたことが分かる。

遺体については、検視・検案が終了後、遺族に引き渡され、その後、火葬・埋葬が行われている。

火葬場の稼働は、概ね発災後3～4日目の第2フェーズにスタートしている

仮埋葬は、宮城県では、県・国と協議がととのった、11日目から実施している。

1日あたりの遺体収容数については、10日目から伸びが鈍化しており、それ以後の収容数は発災後に比べ、少なくなっている。

こうしたことから、遺体安置所の必要面積については、第3フェーズ終了後の収容数（想定死者数の65%）で確保するものとする。

### 【遺体安置所必要面積の計算式】

$$= \text{想定死者数} \times \text{※第3フェーズ終了後の収容率 (0.65)} \times \text{遺体の大きさ (3 m}^2\text{)}$$

※遺体安置所については、遺体発見時期、検視・検案のスピードや身元の確認状況により、東日本の実績以上の遺体が運ばれた場合の対応策についても検討しておく必要がある。（例：施設等に余裕があれば、1ヶ月後の収容遺体数（85%）を安置できる場所を確保する等）

※遺体検案・安置所については、上記で算定した面積の他、検視・検案スペースが必要となる。



## 1.6 仮埋葬候補地

### 1.6.1 配置要件

規模	設備	環境
<input type="checkbox"/> 1 体埋葬に十分なスペースがあること <input type="checkbox"/> 1.5～2.0mは掘ることが可能であること		<input type="checkbox"/> 高燥で飲料水に影響を及ぼさない土地 <input type="checkbox"/> 公共の福祉、近隣の感情を考慮した環境 <input type="checkbox"/> 仮埋葬地でない場合は、永代にわたり市町村が墓地として管理できること

【高知県広域火葬計画（第1版）3. 遺体対応マニュアルより抜粋】

埋葬地の下記の要件を考慮したうえで選定する。

- ① 高燥で飲料水に影響を及ぼさない土地であること。
- ② 公共の福祉の見地や墓地近隣の住民感情を十分に考慮した場所であること
- ③ 墓地の広さについては、一体毎に埋葬できる十分な広さ（1.5～2.0mは掘ることが可能であること）を有する土地であること。
- ④ 仮埋葬地でない場合は、市町村等で永代にわたり墓地として管理できる場所であること。



【宮城県仙台市（宮城県建設業会より提供）】

### 1.6.2 仮埋葬地の配置（例）

仮埋葬地 一体当たり必要面積 7.5㎡(5m×1.5m)

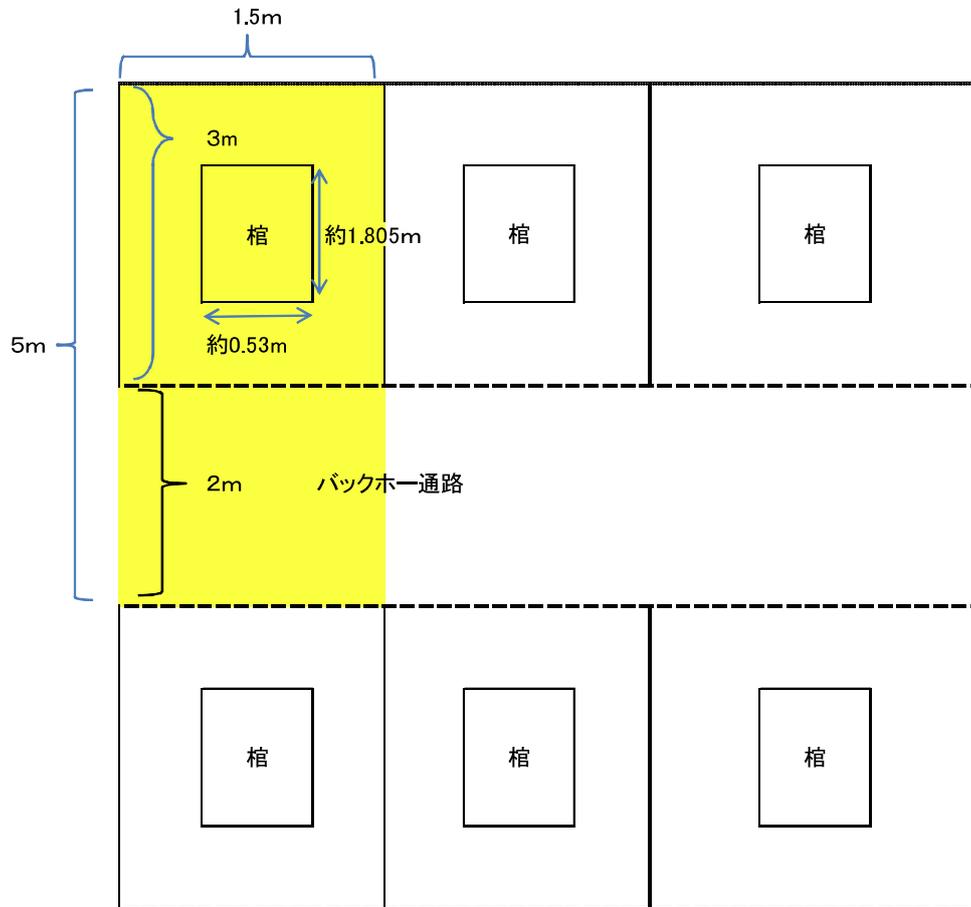
○石巻市からの聞き取り ・一体当たり 幅1.5m 長さ3m 深さ1.5m

・前後に重機スペース

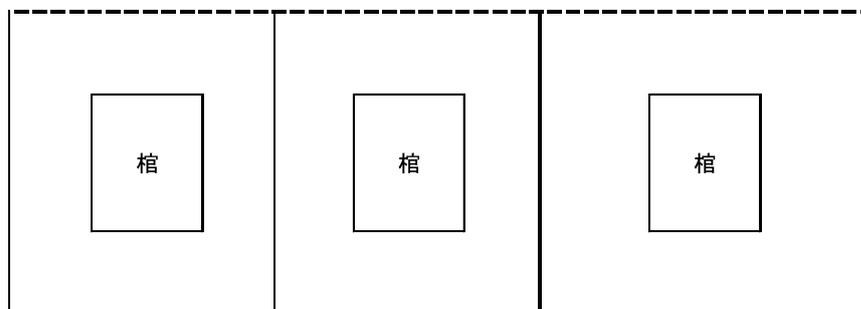
○重機スペース

・バックホーの車幅分確保

※重機スペースは重機種類、配置方法等により増減



バックホー通路



---

### 1.6.3 必要面積

仮埋葬は、各市町村において、火葬が間に合わない場合に実施するものであるが、必要面積は、当該市町村の死者や火葬可能数を元に計算する必要がある。

前述のとおり、

- ・発災後1ヶ月の間に、死者数の85%が収容されていること
- ・石巻市では、東京都での広域火葬が開始したのが、発災後約1ヶ月後であったこと
- ・1ヶ月後の遺体収容数については、かなり少なくなること

などを考慮すると、当面、当該市町村において火葬及び仮埋葬で対応しなければならないご遺体は、1ヶ月後の遺体発見数（死者数×85%）である。

このため、本手順書では、1ヶ月後の遺体発見数（死者数×85%）のうち、火葬出来ない遺体の埋葬に必要な面積とする。

#### 【仮埋葬地の必要面積の計算式】

$$= \{ \text{想定死者数} \times \text{1ヶ月後遺体収容率 (0.85)} - \text{※1ヶ月の火葬場稼働日数 (30日 - 4日)} \times \text{当該市町村での最大日当たり火葬数} \} \times \text{棺面積 (通路込みで、5m} \times \text{1.5m)}$$

※火葬場がない市町村や発災後、火葬場の稼働に時間がかかる場合は、当該箇所を0にし、計算する。

### 1.6.4 配置期間

仮埋葬は、宮城県では、前述のとおり、発災11日からスタートしている。

高知県の場合、東北と比べて、高温・多湿であるなど遺体の保管が難しい状況であるため、概ね、準備等も含めて発災1週間後から仮埋葬を実施すると想定する。

## 1.7 応急仮設住宅建設用地

### 1.7.1 標準設計の要件

規模	設備	環境
<input type="checkbox"/> 5戸連1ユニット(35m×6m) <input type="checkbox"/> 敷地境界、歩道等を考慮して40m×10m	<input type="checkbox"/> 室内環境：浴室等水回り、居室、収納	<input type="checkbox"/> スペース環境：集会所（50戸以上）、オープンスペース（100戸以上、移動販売店等）、駐車場（50～100%）、受水槽及び浄化槽、ごみ置き場、主要出入口

### 1.7.2 建設用地の要件

【高知県応急仮設住宅供給計画 抜粋】

(応急仮設住宅建設用地の優先順位)

項目	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
仮設住宅建設後(最長5年)の土地利用	支障なし	3年間まで支障なし	2年間まで支障なし	支障あり
敷地造成工事	必要無し又は簡易造成工事		大規模な造成工事必要	
グラウンド面の状態	土、芝生等	7スファルト舗装	インターロッキング等	
建設可能戸数	50戸以上(空地5,000㎡)	10戸以上(空地1,000㎡)	10戸未満	
ライフライン	電気・水道・ガス有	電気・ガス無	全て無	
建築資材等の搬入	支障なし	4t車程度で搬入可	2t車程度で搬入可	搬入不可
仮設住宅の着工時期	2週間以内	1月以内	3月以内	6月以内
土地の所有者との借地契約等	公有地	協定済	借地契約等が必要	
前面道路等の土地の高低(バリアフリー)	高低差無し	2m未満	6m未満	6m以上
周辺の状況	住宅地・公園等の緑地	店舗等の利便施設無し		工場等
農業用地の転用等の手続き	宅地		必要	
風水害の被害予測(敷地の水はけ等)	無し又は簡易な造成工事	外構工事で対応可		急傾斜危険区域等
津波浸水被害予測	無し		1m未満	長期浸水

※一つでも低いランクに当てはまる場合は、低いランクの方を優先させていただきます。

◀例▶建設可能戸数は10戸未満だが、その他はAランクの条件を満たす → Cランクとして評価



【岩手県山田町（仮設住宅）】

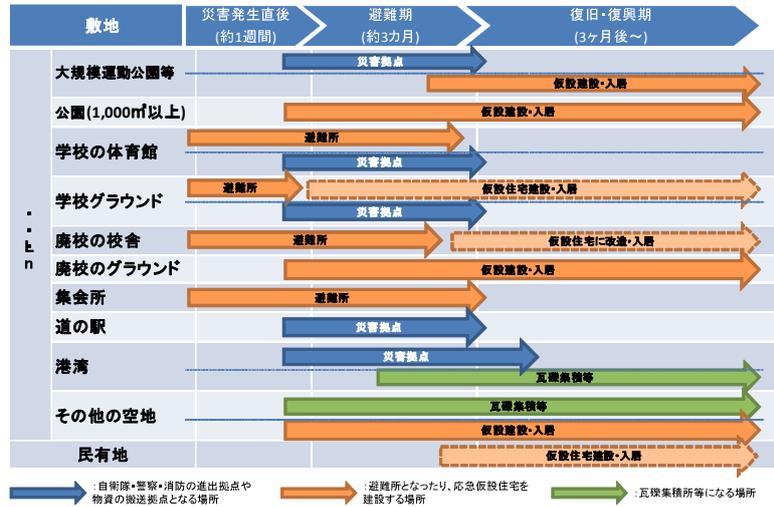


【岩手県東野市仮設住宅 岩手県建設業協会】

### 1.7.3 配置期間

配置期間は原則、発災後1ヶ月から、最長5年間とする。

ただし、建設用地に、他機能の利用がない場合は、利用開始期間を早期に設定することも可能。また、当該用地に他の機能の利用がある場合は、その機能の利用終了後に利用開始するものとする。以下、参考に各公有地毎の利用イメージを示す。







## 1.8 災害廃棄物仮置場

### 1.8.1 配置要件

規模	設備	環境
<input type="checkbox"/> 推計廃棄物発生量から、それを仮置きできる必要な面積が確保できること <input type="checkbox"/> 重機による作業ができる広さが確保できること		<input type="checkbox"/> 搬入、搬出車両や作業用重機の通行が容易にできる道路を有する <input type="checkbox"/> 保管期間が長期に及ぶ場合も想定し、中長期に渡って使用可能 <input type="checkbox"/> 学校、病院等の環境保全上留意する施設に隣接していない <input type="checkbox"/> 近隣住民の生活環境が悪化しないための十分な距離が確保されている <input type="checkbox"/> 避難所として指定されている施設及びその周辺を可能な限り避けること

#### 【高知県災害廃棄物処理計画 ver1 抜粋】

##### ウ 仮置場選定の留意事項

仮置場を選定する際には、以下の事項に留意しながら行う必要がある。

##### 【仮置場の選定に際しての留意事項<sup>1, 3)</sup>】

- ・ 仮置場面積以外に、防火・消火用水(確保できない場合は散水機械)、仮設処理施設の電源確保について考慮する。
- ・ 災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。処理施設や最終処分場へ海上輸送することが有効な場合、港湾や漁港の近くに選定することが望ましい。
- ・ 保管期間が長期に及ぶ場合を想定することが必要である。公有地(市町村有地、県有地、国有地等)の遊休地、未利用地、公園、グラウンド、駐車場、廃棄物処理施設、埋立地、埋立跡地、港湾等を利用するのが望ましい。都市計画法第6条に基づく調査で整備された「土地利用現況図」が当該市町村及び県に保管されているので、それを参考に他部局と利用調整を図りながら選定作業を行う。
- ・ 学校、病院等の環境保全上留意する施設に隣接しない。避難場所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避ける。搬入時の交通、中間処理作業の周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。
- ・ グラウンドや海水浴場等を使用する場合、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要である。また、私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案・説明することが望ましい。
- ・ 二次災害の危険性が及ばない場所を選定する。

### 1.8.2 必要面積

処理期間3年、積み上げの高さ5メートルの仮置場必要面積は、下記のとおり

#### 【高知県災害廃棄物処理計画 ver1 参照】

表 5.5.2 災害廃棄物の仮置場必要面積推計(L1)

広域 ブロック	市町村名	がれき発生量 (t)		津波堆積物 (t)	処理 期間 (年)	積上 高さ (m)	仮置場必要面積(m <sup>2</sup> )			
		可燃物	不燃物				可燃物	不燃物	津波堆積物	計
安芸 広域	室戸市	9,000	27,000	164,000	3	5	4,286	4,898	29,954	39,138
	安芸市	21,000	72,000	199,000	3	5	10,000	13,061	36,347	59,408
	東洋町	8,000	25,000	77,000	3	5	3,810	4,535	14,064	22,409
	奈半利町	3,000	11,000	65,000	3	5	1,429	1,995	11,872	15,296
	田野町	3,000	9,000	18,000	3	5	1,429	1,633	3,288	6,350
	安田町	2,000	7,000	19,000	3	5	952	1,270	3,470	5,692
	北川村	*	*	*	3	5	*	*	*	*
	馬路村	1,000	3,000	0	3	5	476	544	0	1,020
	芸西村	*	*	16,000	3	5	*	*	2,922	2,922
	小計	47,000	154,000	558,000	—	—	22,382	27,936	101,917	152,235
中央 中央 東部	南国市	18,000	59,000	136,000	3	5	8,571	10,703	24,840	44,114
	香南市	13,000	38,000	283,000	3	5	6,190	6,893	51,689	64,772
	香美市	3,000	11,000	0	3	5	1,429	1,995	0	3,424
	本山町	*	*	0	3	5	*	*	0	*
	大豊町	*	*	0	3	5	*	*	0	*
	土佐町	*	*	0	3	5	*	*	0	*
	大川村	*	*	0	3	5	*	*	0	*
	小計	34,000	108,000	419,000	—	—	16,190	19,591	76,529	112,310
高知市	高知市	805,000	2,764,000	1,521,000	3	5	383,333	501,406	277,808	1,162,547
中央 西部	土佐市	34,000	103,000	134,000	3	5	16,190	18,685	24,475	59,350
	いの町	5,000	16,000	0	3	5	2,381	2,902	0	5,283
	仁淀川町	*	1,000	0	3	5	*	181	0	181
	佐川町	*	1,000	0	3	5	*	181	0	181
	越知町	5,000	17,000	0	3	5	2,381	3,084	0	5,465
	日高村	1,000	4,000	0	3	5	476	726	0	1,202
	小計	45,000	142,000	134,000	—	—	21,428	25,759	24,475	71,662
	高幡 広域	須崎市	67,000	268,000	533,000	3	5	31,905	48,617	97,352
中土佐町		15,000	45,000	127,000	3	5	7,143	8,163	23,196	38,502
構原町		*	*	0	3	5	*	*	0	*
津野町		*	1,000	0	3	5	*	181	0	181
四万十町		7,000	20,000	106,000	3	5	3,333	3,628	19,361	26,322
小計		89,000	334,000	766,000	—	—	42,381	60,589	139,909	242,879
幡多 広域	宿毛市	44,000	149,000	466,000	3	5	20,952	27,029	85,114	133,095
	土佐清水市	76,000	261,000	552,000	3	5	36,190	47,347	100,822	184,359
	四万十市	31,000	97,000	123,000	3	5	14,762	17,596	22,466	54,824
	大月町	4,000	13,000	115,000	3	5	1,905	2,358	21,005	25,268
	三原村	1,000	3,000	0	3	5	476	544	0	1,020
	黒潮町	19,000	54,000	337,000	3	5	9,048	9,796	61,553	80,397
	小計	175,000	577,000	1,593,000	—	—	83,333	104,670	290,960	478,963
県計	1,195,000	4,079,000	4,991,000	—	—	569,047	739,951	911,598	2,220,596	

注1) \* : 若干数

注2) 端数処理の関係で合計値が積算値と合致しない場合がある。

表 5.5.3 災害廃棄物の仮置場必要面積推計(L2)

広域 ブロック	市町村名	がれき発生量 (t)		津波堆積物 (t)	処理 期間 (年)	積上 高さ (m)	仮置場必要面積(m <sup>2</sup> )			計
		可燃物	不燃物				可燃物	不燃物	津波堆積物	
安芸 広域	室戸市	64,000	201,000	462,000	3	5	30,476	36,463	84,384	151,323
	安芸市	130,000	424,000	448,000	3	5	61,905	76,916	81,826	220,647
	東洋町	21,000	63,000	176,000	3	5	10,000	11,429	32,146	53,575
	奈半利町	28,000	87,000	124,000	3	5	13,333	15,782	22,648	51,763
	田野町	32,000	99,000	76,000	3	5	15,238	17,959	13,881	47,078
	安田町	14,000	43,000	97,000	3	5	6,667	7,800	17,717	32,184
	北川村	4,000	11,000	*	3	5	1,905	1,995	*	3,900
	馬路村	2,000	6,000	0	3	5	952	1,088	0	2,040
	芸西村	10,000	30,000	121,000	3	5	4,762	5,442	22,100	32,304
	小計	305,000	964,000	1,504,000	—	—	145,238	174,874	274,702	594,814
中央 東部	南国市	183,000	614,000	992,000	3	5	87,143	111,383	181,187	379,713
	香南市	153,000	512,000	762,000	3	5	72,857	92,880	139,178	304,915
	香美市	85,000	252,000	0	3	5	40,476	45,714	0	86,190
	本山町	9,000	24,000	0	3	5	4,286	4,354	0	8,640
	大豊町	25,000	67,000	0	3	5	11,905	12,154	0	24,059
	土佐町	6,000	18,000	0	3	5	2,857	3,265	0	6,122
	大川村	1,000	2,000	0	3	5	476	363	0	839
	小計	462,000	1,489,000	1,754,000	—	—	220,000	270,113	320,365	810,478
高知市	高知市	3,313,000	11,460,000	2,740,000	3	5	1,577,619	2,078,912	500,457	4,156,988
中央 西部	土佐市	90,000	305,000	314,000	3	5	42,857	55,329	57,352	155,538
	いの町	35,000	102,000	0	3	5	16,667	18,503	0	35,170
	仁淀川町	8,000	21,000	0	3	5	3,810	3,810	0	7,620
	佐川町	20,000	60,000	0	3	5	9,524	10,884	0	20,408
	越知町	15,000	50,000	0	3	5	7,143	9,070	0	16,213
	日高村	4,000	12,000	0	3	5	1,905	2,177	0	4,082
	小計	172,000	550,000	314,000	—	—	81,906	99,773	57,352	239,031
高橋 広域	須崎市	146,000	599,000	866,000	3	5	69,524	108,662	158,174	336,360
	中土佐町	64,000	196,000	339,000	3	5	30,476	35,556	61,918	127,950
	樽原町	8,000	21,000	0	3	5	3,810	3,810	0	7,620
	津野町	15,000	42,000	0	3	5	7,143	7,619	0	14,762
	四万十町	87,000	252,000	191,000	3	5	41,429	45,714	34,886	122,029
	小計	320,000	1,110,000	1,396,000	—	—	152,382	201,361	254,978	608,721
幡多 広域	宿毛市	96,000	385,000	698,000	3	5	45,714	69,841	127,489	243,044
	十佐清水市	114,000	407,000	736,000	3	5	54,286	73,832	134,429	262,547
	四万十市	43,000	134,000	494,000	3	5	20,476	24,308	90,228	135,012
	大月町	22,000	62,000	183,000	3	5	10,476	11,247	33,425	55,148
	三原村	1,000	1,000	0	3	5	476	181	0	657
	黒潮町	93,000	285,000	691,000	3	5	44,286	51,701	126,210	222,197
	小計	369,000	1,274,000	2,802,000	—	—	175,714	231,110	511,781	918,605
県計	4,941,000	16,847,000	10,510,000	—	—	2,352,859	3,056,143	1,919,635	7,328,637	

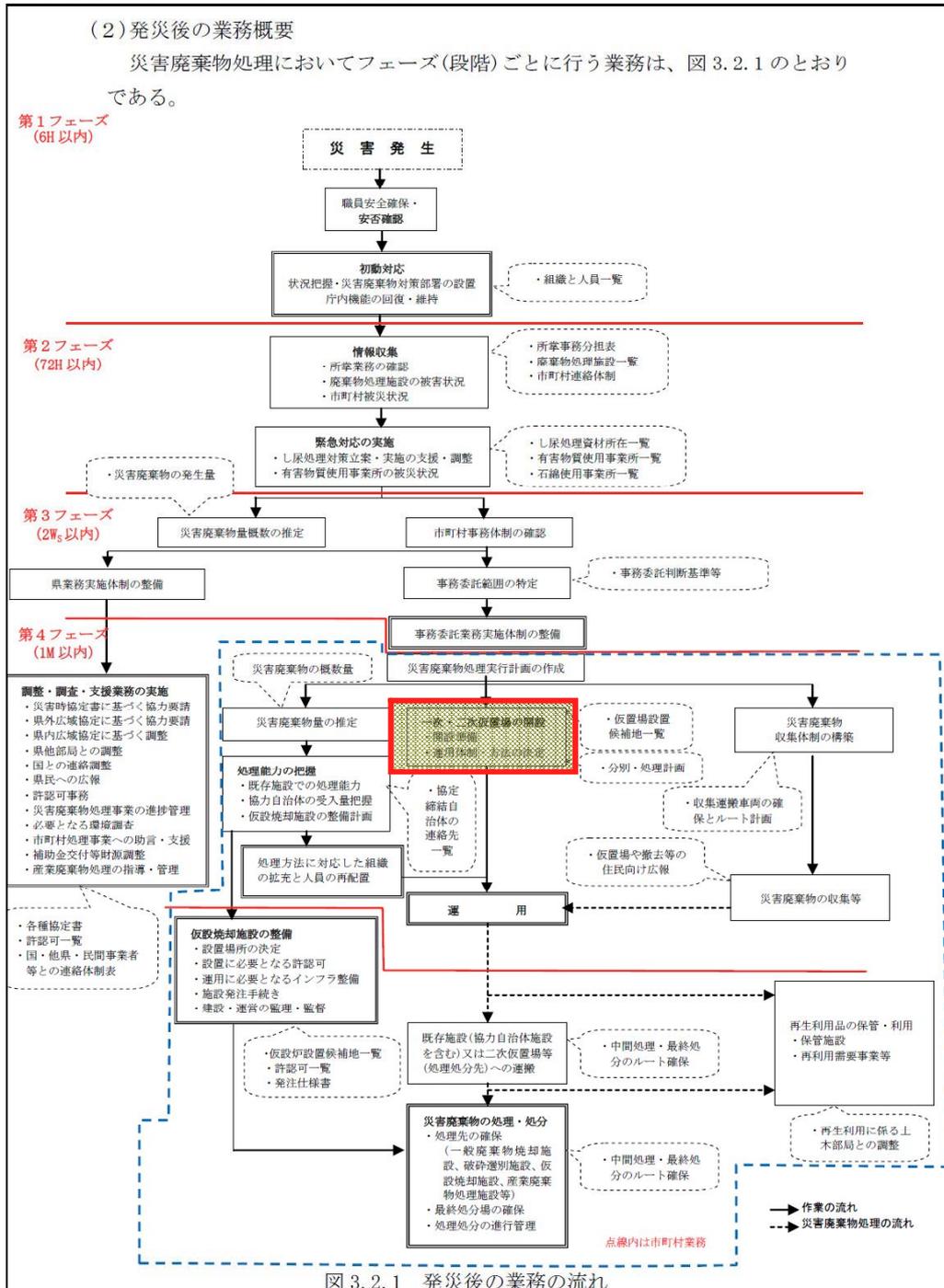
注1)\*: 若干数

注2)端数処理の関係で合計値が積算値と合致しない場合がある。

### 1.8.3 配置期間

発災後は、被災状況を確認し、事前に選定した仮置場候補地より、選定することになる（以下のフローのとおり）。発災から2週間までは、開設準備期間とし、2週間目から設置することとする。処理期間については、3年間処理とする（災害廃棄物処理計画より）。

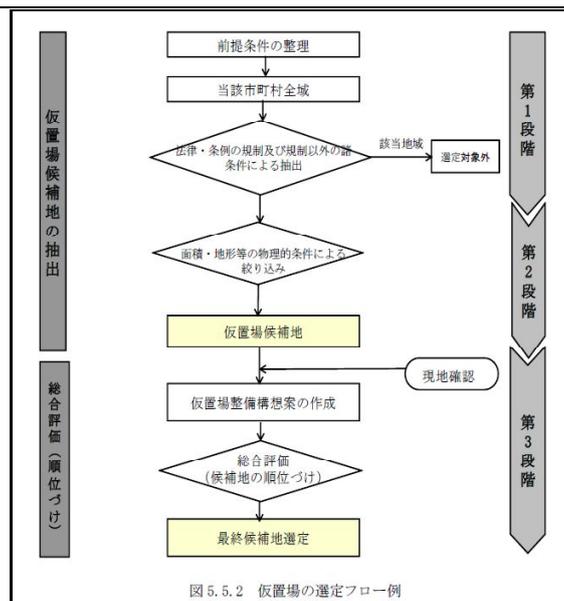
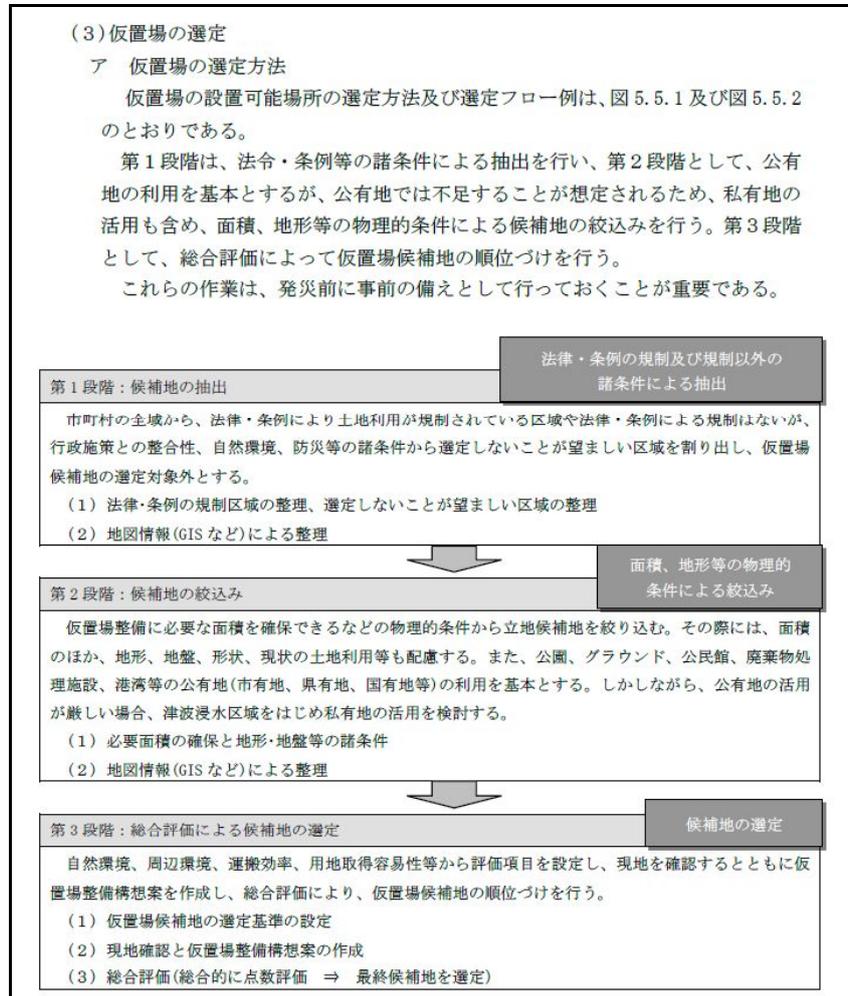
#### 【高知県災害廃棄物処理計画 ver1 抜粋】



### 1.8.4 事前選定方法

事前選定方法については、原則、以下のとおり

【高知県災害廃棄物処理計画 ver1 抜粋】



## 2. 東日本大震災時の事例

対応施設	施設類型	施設名称・地域等	東日本事例	
			共通事項	効果・課題
応急機関活動拠点	校舎(学校)	山田町南山田南小学校	<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>十分な野営スペースが確保できなかった。</li> <li>野営計画場所が避難所となり、野営場所を確保できなかった。</li> <li>日ごとに避難人数が増加し、野営場所等の管理費を要し、2次、3次後の配膳に配慮した。</li> <li>他機関の大規模部隊との設置場所競合があった。</li> <li>野営場所について、屋外の運動公園等で行う場合と、公共施設等の屋内で行う場合とを比較すると、隊員の喫煙や、防音・衛生面において大きな違いがあった。</li> <li>ヘリコプターの緊急発着場所と同一場所で野営したため、騒音等で十分な休息がとれなかった。</li> <li>エアラフトを設営している野営地に度々ヘリコプターが着陸することがあり、ダウンフォッシュでテントが飛ばされるなど危険であった。</li> <li>活動拠点は被災した住民が自由に立ち入りできる公園であったため、物資が被災者から見えなかった。</li> </ul>	
	体育館(学校)	岩手県立大船渡東高校 気仙沼市立津波中学校 宮城県山元市山下中学校 岩手県立遠野緑蔭高校体育館 宮城県農業大学校体育館		
	体育館(市立等)	名取市立愛島小学校体育館 中田総合体育館(宮城県登米市) 久慈市東町運動場		
	公民館・集会所	—		
	物流会社倉庫(民間)	—		
	斎場・葬祭施設	—		
	校庭	—		
	大規模駐車場	—		
	運動公園	稲塚グラウンド(宮城県名取市) 宮城県総合運動公園		
	大規模公園	—		
	農地・空き地(民間)	—		
	港	—		
	墓地	—		
避難所	校舎(学校)	宮城県登米町立登土貫幼稚園	<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要保護者支援に対する物資、人員の確保が困難な場所がみられた。</li> <li>支援に対しての準備・体制が不十分な場合、避難所から自宅に戻り必要な支援を受けられない場合があった。</li> <li>校舎(学校)・体育館(学校)</li> <li>教職員が多忙を極め、学校(園)高齢の児童等に支障がでる問題が生じた。</li> <li>施設が確保する・確保がなくなる懸念があった。</li> <li>その他(社寺)</li> <li>日頃から地域と繋がりが強く、避難所の運営がうまくいった。</li> </ul>	
	体育館(学校)	宮城県山元市山下中学校		
	体育館(市立等)	歌津中学校(宮城県)		
	公民館・集会所	塩釜市、七ヶ浜町		
	物流会社倉庫(民間)	—		
	斎場・葬祭施設	—		
	校庭	—		
	大規模駐車場	ハチンコ店駐車場		
	運動公園	—		
	大規模公園	—		
	農地・空き地(民間)	—		
	港	—		
	墓地	—		
その他	グリーンピア田老 道の工芸園(陸前高田市) 久慈市防災センター 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部庁舎 道の駅くもくランド(宮城県登米市) 泉消防署 宮城県消防学校			
市町村物資集積拠点	校舎(学校)	—	<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一次集積場所が品目別に分類すると、避難所へ末端輸送を行うトラックが複数の集積場に立ち寄る必要が生じ、輸送効率が低下する。</li> <li>開設時間が長く物資積替に向かない。</li> <li>10トントラックが取り返しができない。</li> <li>その他(庁舎)</li> <li>膨大な物資が積替になり、テントを張って対応。</li> </ul>	
	体育館(学校)	—		
	体育館(市立等)	—		
	公民館・集会所	—		
	物流会社倉庫(民間)	—		
	斎場・葬祭施設	—		
	校庭	—		
	大規模駐車場	—		
	運動公園	仙台新田運動公園		
	大規模公園	—		
	農地・空き地(民間)	—		
	港	—		
	墓地	—		
その他	東松島市役所 生活学習センターの屋内ゲートボール場 消防学校(仙台市)			
退避先・養育所	校舎(学校)	旧藤野川高校(石巻市相野谷)	<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退避先でのトラックがみえる。</li> <li>置き出しをやっている場所から退避先場所が見えた。</li> <li>学校</li> <li>退避先や所持品の洗浄のための水及び排水の確保ができた。</li> <li>退避先や所持品の洗浄のための水及び排水の確保ができた。</li> <li>体育館施設は震災対応施設としての使用の要が多い。</li> <li>その他</li> <li>工場跡地で発電機の到着まで水の確保、排水溝の清掃を人力で行った。</li> </ul>	
	体育館(学校)	津川高校(南三陸町志津川)		
	体育館(市立等)	気仙沼中学校(陸前高田市水越町) 旧角田女子商業学校(角田市角田) 東松島市市民体育館(東松島市) 名取市増田体育館(名取市増田) 県総合運動公園グラウンド21(利府町) 総合体育館(石巻市)		
	公民館・集会所	—		
	物流会社倉庫(民間)	—		
	斎場・葬祭施設	—		
	校庭	—		
	大規模駐車場	—		
	運動公園	—		
	大規模公園	—		
	農地・空き地(民間)	—		
	港	—		
	墓地	—		
その他	青葉市場(石巻市) 松川森林産石工場跡地(登米市) 大船渡警察署(大船渡市)			
仮埋葬地	校舎(学校)	—	<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用地面積に対して可能な限り住宅を撤去した結果、追加設備となった物資の配膳に苦慮した。</li> <li>用地あたりに自分の駐車スペースでは不足が生じ結果として園地内通路等に駐車される等不適切な敷地利用があった。</li> <li>校庭、運動公園</li> <li>設置場所がグラウンドの場合は設置等の排水設備があることなどから、プレハブ仮設住宅の解体時の状況回復にかかる経費が相当な可能性がある。</li> <li>校庭</li> <li>学校のグラウンドを建設用地としたため、時間の経過とともに返却を求められた。</li> <li>仮設住宅居住者と学校関係者が互いに配慮しながら生活を営む状況が現れた。</li> <li>子どもとの触れ合いや学校の備品や施設が復元。</li> <li>農地・空き地(民間)</li> <li>畑作が使用開始後の延長に応じない。</li> <li>平坦な地形や林地に建設したため、湿気等により早い時期に住居基礎等の補修が必要となる。</li> <li>周辺遊歩道の段階で、地域コミュニティを維持したいと提案があった場所では、仮設住宅内において、震災前のコミュニティを維持・維持することが一部では可能となった。被災者の生活環境の確保や孤立環境の防止に有効。</li> </ul>	
	体育館(学校)	—		
	体育館(市立等)	—		
	公民館・集会所	—		
	物流会社倉庫(民間)	—		
	斎場・葬祭施設	—		
	校庭	—		
	大規模駐車場	—		
	運動公園	—		
	大規模公園	—		
	農地・空き地(民間)	—		
	港	—		
	墓地	—		
その他	上釜ふれあい広場(石巻市) 雁行公園(気仙沼市) 名取山公園(石巻市) 女川公園(鹿の神公園) 光明寺(気仙沼市) 上山公園(石巻市) 町南地区衛生センター跡地(石巻市)			
応急仮設住宅	校舎(学校)	—	<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用地面積に対して可能な限り住宅を撤去した結果、追加設備となった物資の配膳に苦慮した。</li> <li>用地あたりに自分の駐車スペースでは不足が生じ結果として園地内通路等に駐車される等不適切な敷地利用があった。</li> <li>校庭、運動公園</li> <li>設置場所がグラウンドの場合は設置等の排水設備があることなどから、プレハブ仮設住宅の解体時の状況回復にかかる経費が相当な可能性がある。</li> <li>校庭</li> <li>学校のグラウンドを建設用地としたため、時間の経過とともに返却を求められた。</li> <li>仮設住宅居住者と学校関係者が互いに配慮しながら生活を営む状況が現れた。</li> <li>子どもとの触れ合いや学校の備品や施設が復元。</li> <li>農地・空き地(民間)</li> <li>畑作が使用開始後の延長に応じない。</li> <li>平坦な地形や林地に建設したため、湿気等により早い時期に住居基礎等の補修が必要となる。</li> <li>周辺遊歩道の段階で、地域コミュニティを維持したいと提案があった場所では、仮設住宅内において、震災前のコミュニティを維持・維持することが一部では可能となった。被災者の生活環境の確保や孤立環境の防止に有効。</li> </ul>	
	体育館(学校)	—		
	体育館(市立等)	—		
	公民館・集会所	—		
	物流会社倉庫(民間)	—		
	斎場・葬祭施設	—		
	校庭	—		
	大規模駐車場	—		
	運動公園	—		
	大規模公園	—		
	農地・空き地(民間)	—		
	港	—		
	墓地	—		
その他	—			
災害廃棄物処理場	校舎(学校)	—	<p>共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅や学校等に隣接する仮設環境での衛生発生や臭気、重機やダンプ等による粉塵等の発生等の公害衛生に関する苦情が市役所に多数寄せられた。</li> <li>自然発火事故発生。</li> </ul>	
	体育館(学校)	—		
	体育館(市立等)	—		
	公民館・集会所	—		
	物流会社倉庫(民間)	—		
	斎場・葬祭施設	—		
	校庭	—		
	大規模駐車場	—		
	運動公園	—		
	大規模公園	—		
	農地・空き地(民間)	—		
	港	—		
	墓地	—		
その他	—			

### 3. 施設類型による機能適性度判断

表.1 施設選定の適性度【1/16、校舎（学校）】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急		
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間	A	
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急		
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急		
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧		
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧		
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間		

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.2 施設選定の適性度【2/16、校舎（休・廃校）】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急		
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間	B	広域での代替が可能であるため、遺体安置所・検案所よりも適性度は低い
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急	C	広域および民間施設への代替が可能であるため、他の2機能よりも適性度は低い
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急	A	市町村内での確保が望ましいため、避難所よりも適性度は高い
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧		
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧		
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間		

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.3 施設選定の適性度【3/16、体育館（学校）】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急		
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間	A	公共施設・公共用地での確保が望ましいため、市町村物資集積拠点より適性度は高い
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急	B	広域および民間施設への代替が可能であるため、避難所より適性度は低い
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急		
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧		
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧		
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間		

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.4 施設選定の適性度【4/16、体育館（休・廃校）】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急		
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間	B	広域での代替が可能であるため、遺体安置所・検案所よりも適性度は低い
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急	C	広域および民間施設への代替が可能であるため、他の2機能よりも適性度は低い
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急	A	市町村内での確保が望ましいため、避難所よりも適性度は高い
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧		
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧		
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間		

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.5 施設選定の適性度【5/16、体育館（市町村立等）】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急		
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間	B	広域での代替が可能であるため、遺体安置所・検案所よりも適性度は低い
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急	C	広域および民間施設への代替が可能であるため、他の2機能よりも適性度は低い
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急	A	市町村内での確保が望ましいため、避難所よりも適性度は高い
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧		
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧		
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間		

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.6 施設選定の適性度【6/16、公民館・集会所】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急		
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間	A	
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急		
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急		
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧		
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧		
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間		

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.7 施設選定の適性度【7/16、物流会社倉庫（民間）】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急		
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間		
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急	△	
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急		
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧		
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧		
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間		

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.8 施設選定の適性度【8/16、斎場・葬祭施設】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急		
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間		
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急		
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急	△	
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧		
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧		
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間		

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.9 施設選定の適性度【9/16、校庭】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急	A	人命に関する機能であるため、応急仮設住宅候補地より適性度は高い
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間		
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急		
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急		
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧		
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧	B	公共用地が望ましいが、人命に関する機能ではないため、応急救助機関の活動拠点よりも適性度は低い
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間		

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.10 施設選定の適性度【10/16、校庭（休・廃校）】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急	C	広域への代替が可能であるため、災害廃棄物仮置場より適性度は低い
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間		
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急		
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急		
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧	A	市町村内での確保の必要性と民有地への代替ができないため、適性度は高い
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧	D	復旧期に必要な機能であるため、他の3機能よりも適性度は低い
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間	B	民有地への代替が可能であるため、仮埋葬候補地よりも適性度は低い

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.11 施設選定の適性度【11/16、大規模駐車場】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急	B	広域への代替が可能であるため、災害廃棄物仮置場より適性度は低い
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間		
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急		
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急		
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧		
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧	C	広域及び民有地での代替が可能であるため、他2機能よりも適性度は低い
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間	A	市町村内での確保が望ましいため、適性度は高い

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.12 施設選定の適性度【12/16、運動公園】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急	C	広域への代替が可能であるため、災害廃棄物仮置場より適性度は低い
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間		
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急		
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急		
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧	A	市町村内での確保の必要性和民有地への代替ができないため、適性度は高い
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧	D	復旧期に必要な機能であるため、他の3機能よりも適性度は低い
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間	B	民有地への代替が可能であるため、仮埋葬候補地よりも適性度は低い

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.13 施設選定の適性度【13/16、大規模公園】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急	C	広域への代替が可能であるため、災害廃棄物仮置場より適性度は低い
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間		
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急		
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急		
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧	A	市町村内での確保の必要性和民有地への代替ができないため、適性度は高い
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧	D	復旧期に必要な機能であるため、他の3機能よりも適性度は低い
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間	B	民有地への代替が可能であるため、仮埋葬候補地よりも適性度は低い

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.14 施設選定の適性度【14/16、農地・空地（民間）】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急		
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間		
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急		
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急		
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧		
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧		
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間	A	

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.15 施設選定の適性度【15/16、港】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急		
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間		
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急		
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急		
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧		
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧		
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間	A	

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

表.16 施設選定の適性度【16/16、墓地】

機能	機能優先性の評価項目				適性度	備考
	市町村内で確保する必要性	人命に関する機能	公共施設・公共用地	必要時期		
応急救助機関の活動拠点	△	○	△	初動・応急		
避難所、医療救護所	△	○	△	全期間		
市町村物資集積所	△	○	△	初動・応急		
遺体安置所・検案所	○	—	○	初動・応急		
仮埋葬候補地	○	—	○	応急・復旧	A	
応急仮設住宅建設用地	△	—	○	復旧		
災害廃棄物仮置場	○	—	△	全期間		

■は、施設類型の対象外となる機能

※市町村内で確保する必要性 ○：代替不可、△：他市町村での代替が可能  
 人命に関する機能 ○：対象、—：対象外  
 公共施設、公共用地 ○：代替不可、△：民間施設・用地で代替が可能

---

**【通知】 応急期機能配置計画の前提となる被害想定について**

---



27 高地震第 435 号  
平成 28 年 3 月 31 日

各市町村防災担当課長 様

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課長  
(公印省略)

応急期機能配置計画作成の前提となる被害想定について（通知）

応急期機能配置計画の作成については、平成 27 年度、平成 28 年度の 2 カ年で実施していただき、その後、各市町村で不足する機能について、平成 29 年度より、各圏域で広域調整を実施することとしております。

これまで、平成 25 年 5 月 15 日に県で発表した被害想定をベースに各対策を進めていただいているところですが、各市町村毎で、最大被害が発生するケースが異なること、これまで広域避難の検討等で圏域統一のケースで過不足の調整を実施してきた地域もあること、県の被害想定が平成 17 年度国勢調査の人口をベースにしたもので、実際の人口が大幅に減っていることなどを考慮し、標記の計画について、前提となる被害想定を下記のとおり統一させていただくこととしました。各市町村におかれましては、機能配置計画策定にあたり、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

・ 前提とする被害想定

自市町村で確保すべき機能については、最大値を選定し、広域調整が必要となる機能については、圏域で最大となるケースを一つ選定（具体的なケース及び被害想定数については、別紙のとおり）

・ 自市町村で確保すべき機能（当該機能については、原則広域調整は実施しない）

物資集積所、医療救護所、遺体検案所・安置所、仮埋葬地、災害廃棄物仮置場

・ 広域調整が必要となる機能

避難所、応急仮設住宅建設用地、応急救助機関活動拠点、ライフライン機関の活動拠点・資機材置き場等

※ 備考

別紙被害想定は、当課で独自に算定した数字であるため、各圏域で別途調整を実施している数字があれば、そちらの数字を利用することは妨げない（広域避難検討会等で先行して算定している被害想定がある場合等）。

補助金等を利用し、機能配置計画を委託している場合で、別途市町村最大数で算定したい希望がある場合は、複数作成するものについても、補助の対象とする。

【担当】

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課

(地域支援担当) 清水、渡辺、笹岡、岡本

電 話 088-823-9317

ファックス 088-823-9253

メール 010201@ken.pref.kochi.lg.jp

(参考)

【各機能の計算方法】(作成手順書記載内容)

### ●自市町村で確保すべき機能(広域調整の対象としない)

#### ・物資集積所(被害想定ベース:避難者数)

⇒自市町村で完結が前提だが、施設等の調整や道路等の状況により、隣接市町村と共有することはあり得る。

【計算式】一時保管スペース(必要物資量 $\div$ 2 $\div$ 段数 $\times$ 底面面積 $\times$ 2)+集積仕分スペース(屋外)

#### ・医療救護所(被害想定ベース:負傷者)

⇒負傷者への応急処置や重傷者を搬送するまでの間、横にすることができるスペースを確保することが必要であり、被災地に近い場所で開設する必要があるため、自市町村で完結が必要)

【計算式】負傷者数 $\times$ 0.3 $\times$ 5 m<sup>2</sup>

#### ・遺体検案・安置所(被害想定ベース:死者数)

【計算式】死者数 $\times$ 0.65 $\times$ 3 m<sup>2</sup>+検視・検案スペース

#### ・仮埋葬地(被害想定ベース:死者数)

⇒他市町村へ移動等が困難であり、各市町村の被災現場に近い位置で配置する必要があるため、自市町村での完結が必要)

【計算式】(死者数 $\times$ 0.85-24日 $\times$ 当該市町村での最大日当たり火葬数) $\times$ 7.5 m<sup>2</sup>(5m $\times$ 1.5m)

#### ・災害廃棄物仮置場(被害想定ベース:がれき発生量及び津波堆積物の量)

⇒他市町村へ移動・保管が困難であり、各市町村の被災現場に近い位置で配置する必要があるため、自市町村での完結が必要)

【計算式】災害廃棄物処理計画による

### ●広域調整が必要となる機能

#### ・避難所(被害想定ベース:避難者数)

【計算式】避難所避難者数(1日後、1週間後、1カ月後) $\times$ 3 m<sup>2</sup>

#### ・応急仮設住宅建設用地(被害想定ベース:避難者数)

【計算式】(仮設住宅の必要個数(※1)-借り上げ住宅として活用可能個数) $\times$ 100 m<sup>2</sup>

※1(避難生活者数/各市町村一世帯平均構成人員) $\times$ 必要仮設住宅割合(※2)

※2 津波被害無市町村 20%、中心市街地以外が津波により被災する市町村 40%、中心市街地が津波により被災する市町村 60%

#### ・応急救助機関活動拠点(被害想定をベースとしていない)

1,500 m<sup>2</sup>以上を候補地として選定

※ただし、危機管理・防災課が受援計画策定のため、自衛隊、消防、警察と調整をしているため、被害想定をベースにした検討は不要